

令和4年12月20日

令和4年第4回和束町議会定例会

(第3号)

和 東 町 議 会

令和4年第4回和東町議会定例会

会議録 (第3号)

招集年月日 令和4年12月20日(火)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 3時46分

出席議員(9名)

2番	高	山	豊	彦	3番	藤	井	清	隆	
4番	村	山	一	彦	5番	吉	田	哲	也	
6番	井	上	武	津	男	7番	岡	本	正	意
8番	畑		武	志	9番	小	西		啓	
10番	岡	田	泰	正						

欠席議員(1名)

1番 岡 田 勇

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 岡 田 宜 也 (代理)

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	原田敏明
人権啓発課長	中尾政弘
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長補佐	但馬宗博
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	5番 吉田哲也
	6番 井上武津男

議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 広域連合議会の報告
- 日程第 3 議案第45号 権利の放棄について
- 日程第 4 議案第46号 和束町議会議員及び和束町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第47号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第49号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第51号 和束保育園耐震補強及び大規模改修工事に係る請負契約の第1回変更について
- 日程第 9 議案第52号 令和4年度和束町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第53号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第54号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 令和4年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第56号 令和4年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 発議第10号 G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、I C Tを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書
- 日程第 11 発議第11号 「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針の撤回を求める意

見書

日程第 1 2 発議第 1 2 号 介護保険制度の改善、充実を求める意見書

日程第 1 3 発議第 1 3 号 旧統一教会問題の徹底究明と被害者の救済を求める意見

書

日程第 1 4 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦勞さまです。

ただいまから、令和 4 年和東町議会第 4 回定例会を再開いたします。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

おはようございます。

時間をいただきまして、私のほうからご報告させていただきたいと思います。

今、国内にまた京都、和東町もコロナの感染者が増えている傾向にあります。日頃から感染をしないように皆さん方に和東町としても配慮をお願いしているところなんです。昨日の段階で和東町の職員にも感染者が増えてきました。今日も増えている状況にあります。そういった中で、管理職もかかっている者もいるわけなんです。そういう意味におきまして、今日の議会においても皆様方に大変ご迷惑をおかけする点があるかと思いますが、どうかよろしく願いいたしまして、最初に当たりましてのご報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

本日、コロナ感染等により、総合施設整備課長の代理として、但馬補佐の議場への入場を許可しております。また、税住民課長及び会計管理者においては欠席となります。また、マイク、録音機器の操作に経験者である東部広域連合職員の入場を許可しておりますので、ご承知おきください。

本日の会議を開きます。

岡田 勇議員から欠席の届けが出ています。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、5 番、吉田哲也議員、6 番、

井上武津男議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、井上武津男議員。

○相楽東部広域連合議会（井上武津男君）

それでは、私のほうから、相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和4年第1回臨時会が、9月16日・28日の2日間、和束町体験交流センターにおいて開催されました。

初日の16日には、開会宣言に続いて議席の指定、会議録署名議員の指名の後、全員協議会を開催し、28日までの会期の延長を決定して延会となりました。28日には、付議された議案について審議が行われました。

議案第5号 工事請負契約変更の件については、相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事に係る変更契約について議決を求めるものであり、再度の全員協議会を経て、工事の変更に係る事務処理の経過等についての質問がありましたが、賛成多数で可決され、会議は閉会いたしました。

また、令和4年第3回定例会が、12月9日、南山城村議会議場において開催されました。開会宣言に続いて議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、閉会中の委員会調査報告を経て、3名による一般質問が行われました。

初めに、南山城村、鈴木議員が学校体育館におけるエアコン設置等について、続いて、本町の村山議員からごみ問題やPTAの在り方について、笠置町、向出議員からはごみ焼却場やごみ処理費等についてそれぞれ質問がありました。

続いて、付議された議案について審議が行われました。

まず、認定第1号 令和3年度一般会計決算認定の件については、決算額を歳入総額8億2,281万4,823円、歳出総額を8億27万8,276円とするものであり、議員からは、給食センター運営委員会の開催状況や公害環境測定等の経費に係る

質問が出され、審議の結果、賛成多数で認定しました。

次に、議案第6号 京都府市町村退職手当組合理約の変更の件については、審議の結果、全員賛成で可決し、議案第7号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ650万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,429万8,000円とするもので、主に、令和3年度の余剰金を負担金・分担金と相殺するもの、会計年度任用職員の人件費に係るもの、南山城村図書室のエアコン増設に伴う経費が計上されたものでした。

議員からは、エアコン設置に係る工事請負費に係る質問が出され、審議の結果、全員賛成で可決しました。

さらに、笠置町、西議員から提出された発議第1号 G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、I C Tを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書の件については、I C T機器の更新費用などに係る国の恒常的な財政措置を求めるもので、賛成討論の後、全員賛成で可決し、会議は閉会いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田泰正君）

以上で、報告を終わります。

日程第3、議案第45号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第45号 権利の放棄についての提案理由を申し上げます。

本町が保有するアグリビジネス株式会社に係る株券について、当該会社が、平成27年1月10日付で、会社法第472条第1項の規定による解散、いわゆる「みなし解散」となっており、また、当該会社の実態等が確認できないことから、本株券の資

産価値がないと認められるため、当該株券に係る権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第45号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 放棄する権利 | 町が保有するアグリビジネス株式会社に係る株券 |
| 2. 権利放棄する金額 | 株券180万円 |
| 3. 相手方 | アグリビジネス株式会社 |
| 4. 放棄の理由 | アグリビジネス株式会社について、平成27年1月10日付で会社法第472条第1項の規定による解散（みなし解散）となっており、また、当該会社の実態等が確認できないことから、本株券の資産価値がないと認められるため。 |

令和4年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

資料No.45 権利の放棄についての概要を説明させていただきます。

アグリビジネス株式会社の設立目的でございます。

恵まれた自然を生かしながら、学研都市との一体的な圏域として、調和の取れた新しいまちづくりが求められており、それらの行政目的を達成するための手段として、また、複合経営を目指した新しい農業の創出を図るため、第三セクターの設立が必要であるとされた。そこで、お茶の里和東が持つ経済的社会的機能を最大限に発揮させ、近郊農山村としての整備を進める中で、リゾートサービスや情報サービスの提供をはじめ、新しいブランドの開発等を含めた特産品の普及などを通じて、地域産業の発展とまちの活性化に貢献しようとの趣旨から設立されております。

次に、債権放棄の経過でございます。

アグリビジネス株式会社の株券につきましては、平成元年7月、和東町から1,980万円、396株分を出資させていただいております。平成元年9月21日には、アグリビジネス株式会社が設立されております。平成元年11月2日・7日付でございますが、京都銀行及び南都銀行と有価証券売買約定書、各150万円30株を締結させていただきました。

平成6年3月30日には、城南興業株式会社と有価証券売買約定書1,500万円300株を締結させていただきました。これにより、和東町の株券の持ち分が180万円となっているものでございます。

平成27年1月20日には、会社法第472条第1項の規定による解散（みなし解散）がなされております。

次に、関係法令でございますが、会社法第472条第1項につきましては、株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過した休眠会社は、法務大事の公告後2か月以内に事業を廃止していない旨の届出をしないときは、解散したものとみなす。

2. 会社法第473条、解散したものとみなされた後3年以内に株主総会の決議により、株式会社を継続することができるということになっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

この件に関しましては、過去からいろいろ言われております。しかしながら、今になってこれを権利放棄するという経緯に至ったのは、もっと早くに権利放棄できることがなかったのでしょうか。それについて、まずお聞きしたいです。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

井上議員のご質問にお答えさせていただきます。

私が概要でも説明させていただきましたように、平成27年に1月20日に、会社法472条第1項の規定によるみなし解散が法務局のほうからなされております。それを受けまして和東町でも調査をいたしました。アグリビジネス株式会社の決算等の資料が見つからなかったため現在になっているわけなんですけども、10月に総合施設整備課の解体の関係で旧給食センターの書庫の整理をさせていただいたところ、アグリビジネス株式会社の決算書の写しが発見されまして、それに基づきまして調査をした結果、平成13年度以降、決算がなされていないということが判明しましたので、今回提案させていただいたものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

そういう資料がなくても法務省のほうに問合せすればできたかと思うんですけども、なぜ、それをされてなかったか、その点についてもお聞きしたいです。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

井上議員のご質問にお答えさせていただきます。

会社法第472条及び473条の規定に基づきまして、最後の登記から15年後に所定の手続を行わない場合に事業を継続することができなくなるということで、この場合、精算ということになります。

実際のところ、本来、株券につきましては現在も生きているという形になります。アグリビジネス株式会社のほうで株主総会をされて精算をしないと、この部分につきましては解散にならないということになっておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

解散については会社のほうに申入れはどのようにされたんでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

本来、職権による登記抹消という形になるんですけども、解散登記後10年を経過したときに閉鎖をすることができるとなっております。和束町といたしましても、平成13年度以降、会社の実態がないというところで、一定、書類等は探しましたが、その経過につきましては現在のところ分かっておりませんが、アグリビジネス株式会

社に対しての何らかの措置要求というのはした経過は残っておりません。

○議長（岡田泰正君）

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

町や皆さんの税金を使ってこういう会社を立てられたということですので、慎重に物事を考えていただかなければならなかったんじゃないかと私は思っております。以後こういうことのないように気をつけていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

確認なんですけども、先ほど経過の中で、もともと町のほうから396株1,980万円分を出資したとなっていました。それで、いわゆる平成元年11月と平成6年3月30日にそれぞれ有価証券売買約定書というのを結ばれて、それで現在の180万円になったという報告があったんですけども、間違っていたら申し訳ないんですけども、これはいわゆる1株でいうと5万円ということになると思うんですけども、もし396株から30株を引いて、また300株を引くとなると330株がマイナスになるということで、残るは66株ということになると、掛ける5万円で計算すると180万円にならないというか、300万円ぐらいになるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりの差というのはどう考えたらいいのか、どういう考えで今現在180万円ということで確定されているかということを確認をさせていただきたいというのが1点。

あとは、先ほど井上議員のほうから、税金を使ってという話もありましたけど、このアグリビジネス株式会社の持ち株396株分というのは、これは町が全株出資しているものなのか、ほかの方もおられて、全体としてこれぐらいあって、町としては3

96株なんだということなのか、そのあたりを説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問に答弁をさせていただきたいと思います。

私が概要のほうで説明させていただきましたように、もともと396株、和東町が保有をさせていただきました。その後、京都銀行、南都銀行にそれぞれ30株ずつということで、計60株でございます。その後城南興業株式会社に300株1,500万円分を譲渡しておりますので、残りが5万円の36株ということで180万円でございます。

次に、アグリビジネス設立当時の株主の状況でございます。和東町が1,980万円で396株、そのほか南京都信用金庫、城南興業、そして活性化センター、個人という形の保有で、計3,000万円の出資金が合計額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

失礼いたしました。見落としておりました。

それで、これも確認なんですけども、いわゆる今ほかに出資されている方がおられるということで紹介もいただいたんですけども、京都銀行や南部銀行というのは一定地元的な金融機関ということではあるんですけども、城南興業株式会社というのはどういう会社なのか、これは地元というか、いわゆる和東町にとって何らかの関わりがあるのでそうになっているのか、その辺、説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

城南興業につきましては、先ほど申し上げました株主である南京都信用金庫の関連会社ということで伺っているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それで、今回180万円分の出資についての権利を放棄するということで提案をされているんですけども、いわゆる基本的に原資というのは税金だということになりますと、要は、180万円分の税金が返ってこないということになるということだと思うんですね。それはやはり町にとってみれば損失ということになると思うんですけども、仮にそうであるならば、町としてそれだけの損失を発生させたわけですから、この件についての町としての責任というものほどのようにお考えなのか。

そもそも、先ほどのあれでいうと、町のほうがかなりの部分を出資されてますよね。町が第三セクターではあるけども、町としてかなり肩入れをして起こした会社だということが言えると思うんですね。そうなりますと、基本的にこの株式会社が現在みなし解散をしなければならないような状況になったというのは、町自身の主体的な責任というか、何かほかの会社があって自分が被害者であるということじゃなくて、町として主体的に関わってこの会社を設立し、運営してきたということから考えると、その辺も含めて町としてこの責任というのをどう総括されて今回の提案をされているのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

私は、三十数年前にこれに関わらせてもらった1人として思いをしておりました。当時のこの時代は平成元年頃ですけども、まだ第6次産業とか、そういう内容があって、行政と民間と一緒にまちづくりをしていくというのはなかなかできてない難しい時代でありました。その先駆けとしてこのアグリができた。今は南山城で道の駅というのがありますけども、当時はまだ民間で融資していくということで、役場を挙げていくということはなかなかなく、株式会社和東をつくって、道の駅茶処というのを設立した経緯があります。

もう1つは、ここに1,500万円、これは城南興業株式会社ですが、その当時、これは証券法で決まっているんですけど、銀行は株の総数の10%以上を持つことができません。当時、南京都信用金庫は持てませんから、関連企業として1,500万円を保有したんですが、それを保有するときに、先ほど300株を売ったという話、その300株を資本に役場へ戻ってきまして、当時、和東町としてやらなきゃならんのは、新しい農産物をどう導き出していこうか、援助していこうかというときに、新農業開発基金という基金を今も持っておりますけども、基金を設置いたしまして、当時つくったのは、3,500万円で基金を設置しました。そのときに一番やらなきゃならんのは、これからの時代はてん茶の時代だということで、てん茶の先駆け、中村で今村さんが先駆けておられたんですが、これは実費で自分でやっておられました。ところが、公費で補助しようと思っても、和東町は煎茶のまちですので、てん茶については補助金の対象にならなかった。融資の対象にもなりませんでした。そのときにこの開発基金をつくって、今でも覚えておりますが、別所に第1号のてん茶の共同工場があります。あれに融資をさせていただいた。そして、てん茶工場誘致の先駆けをつくった。基金の利用は少ないかも分かりませんが、当時はそういうことで共同工場とかてん茶促進、新しい農業開発の先駆けをつくりました。これが国内の大きな影響

と思っています。

それと、もう1つは、全国でもアグリビジネスという名前はまだ通用しておりませんでした。当時、たばこ産業が宣伝にするとときにアグリビジネスを使わせてくださいということで、このアグリビジネスというのは、テレビで宣伝したときに使われている先駆けでありました。そういうことから、農林省の方が和東町を訪れられて、これを国のほうで使っていくということで、今、アグリビジネスは全国的に名前が知れ渡っておりますが、第6次産業の一番最初のきっかけをつくったのかなということで、そのときの存在意義はありますので、今180万円ありますが、そのときの資金をいろいろ合わせまして、創設資金もいろいろあったと思いますが、そういうことも絡めながら、新作業の創出に大きな役割を果たしたと私は思っております。

残念ながら、道の駅茶処は民間であったものですから倒産されました。返上という形になりました。建設省と話をしているときに、町長、復活の道の駅はどうですかという声かけもいただいております。それがいいか悪いかは別として、京都府でも一番最初の道の駅、こういったはしりがあります。今こういう反省を踏まえて、国のほうは公有地で買わないと道の駅は指定しないということで、当時は民間でもいけたところが、今は道の駅は公有地でなかったら指定されません。そういった先駆けになったということで、アグリビジネスの果たした役割は、私は非常に大きいものと思い入れを持っております。そういう意味で、ひとつご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私は町長の思い入れを聞いてるんじゃないなくて、今、私が言ったのは、結果として180万円のもともと税金だったものが、資産価値を失って権利を放棄させるを得なくなったということに対する責任を町としてどう考えているのかということ聞いたんですね。

要は、先ほど報告があったように、この会社そのものは町が多くの出資をして設立した会社だと。今、町長が語る言われたように、いろいろな狙いを持って設立されたんだというふうに言われたけども、先ほどの話では反省を踏まえてと言われたけど、何を反省されたのかと。ほとんどよかった、よかったという話でしょう。役割は大きかったとか、そういう意味があったとかね、だけど結果として、要は、この事業そのものが失敗じゃないですか。長年にわたってほったらかしになって、何ら資産価値も有せずずっと放置されてきて、ある意味、今になって実態もないからということが分かったんで権利を放棄しますと。だから、そういう意味では、何ら損失がないんならあれけども、住民からお預かりをした200万円近い税金によって設立した、そういうようなアグリビジネス株式会社というものがこういう状態になって、最終的に全部回収できずに権利放棄しなければならなくなったという意味での責任というのは一体どこにあるのかということなんです。

今の町長の答弁だと何ら責任ないですよ。だから、事業としてはよかったんだと。残念ながら、何かよく分からんけど、こういうことになって、私としては思い入れがあった事業だと、町長が思い入れがあるかどうかは別にして、結果としてこれだけの損失を生んだと。それについて町としてどこに責任があって、どうその責任を果たすのかということで今回提案されたと思うんですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど長々と申し訳ございません。確かに、今、言われましたように、180万円は税金ですので、数字でもってどうだろうかというときには、今、言われたように、そのときの責任は感じております。しかし、私は、感じていると同時に、そういう責任の中のそういう一端を果たしてきたということを申し上げさせていただきました。これを設立された方で残っているのは1名か2名しかおられませんので、そして、頑

張っていただいた時のこともありますので、私はそれに関わった人間として申し上げております。ほとんど亡くなられておりますけども、1、2名残っておられます。

もう一つ思いますが、道の駅をつくったときに町から一切出していないので、アグリを通じて援助したことも覚えております。そういったことは180万円を超えた中での相当アグリには損害、そして、金融機関に対して大きな損害を与えていることは事実だと思いますが、そのことも含めて金融機関に大きな損害、いわゆる当時の道の駅の運営、町からほとんど出ていかないわけなんですけども、そういった関わり合いの中での支援をしてきたと。そして、役場も今180万円と、そして、個人で持っていた方がおられます。株式会社というのは、ご案内のとおり今は1人もいけませんが、7人の発起人がなかったらできません。先ほど申しました中に7人が株を持っておられますので、その個人の株主というのは5万円の1株主も持っておられた。当時のいわゆる公職を持っておられる方、いわゆる助役とか収入役、そして教育長、その方たちにいろいろご協力、お力をいただいております。亡くなられた方もおられますが、その人たちの意思のことも思い、私のそういったことに関わったそのときの存在意義については、そういったことも思いながら申し上げさせていただきました。私自身のことだけではございませんので、私に関わらせてもらったと、こういうことでその思いになります。

だから、確かに180万円というのは、権利の放棄で非常に私も心苦しいわけなんですけども、しかし、先ほど申し上げましたように、当時として道の駅の運営、そして新開発機構、銀行基金を通じて、和東町に大きな産業、特にてん茶は大きな先駆けになったものだという思いやなしに、果たした責任においてこの180万円そのものはありますけども、そういう意味において責任を感じると同時に、関わってこられた皆さん方についての役割を果たしていただいた思いも同時に加えさせていただいて、答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回のやつはちゃんと整理せないかんで、私もずっと決算のときに言ったから、それはそれでやったらいいですけどね、ただ、やはり今の町長の答弁では感傷的というかね、あのときみんなで頑張ったなど。だけどうまくいかなかったな。180万円の損失出たなど。申し訳なかったなみたいなね、一体、税金を何だと思っているのかということなんです。

これは最後に要望しておきたいんですけど、どんな方がどういうご苦勞をいただいたかということはありませんけども、いろいろあったにしたって、結果として、そういういわゆる休眠状態になるような状態を生んで、道の駅もつぶれて、京都府で最初やったか知りませんが、要は、損失もあって180万円の返ってこないお金も生んだと、これだけのことをしているわけですから、こういう簡単な報告で提案するというだけじゃなくて、これを例えば町としてのアグリビジネス事業の総括と権利放棄に至る経過って、これはただ単に時系列の問題ですからもう少しちゃんと文書にして、先ほど施設の中からそのときの資料が見つかったと言われましたけど、そういうことも含めてちゃんと資料をつけて議会に提出いただきたい。

住民に対して、こういうことになりましたというふうに報告されて、情報公開して、これだけの損失を生んで大変申し訳なかったぐらいの謝罪ぐらいしないといけないんじゃないですか。そこを必ずやっていただきたいというふうに思うんです。

実際これだけのことをどうして事前に全協も開かずに突然出してきて、そこにこの問題についての町としての責任感のなさというものを感じざるを得ないと思うんで、最低限、今、言ったようなことはちゃんと提出して、住民にも公開して謝罪していただきたい。その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど答弁の中で個人株主として1名と言いましたが、2人の方が今、ご生存いただいております。亡くなられた方が多いわけなんです、そういうことだけ訂正させていただきます。

先ほどの私の提案の中で総務課長のほうから時系列的な話をさせていただきました。そして、総括的な話を私が、今、岡本議員のご質問をいただいて、そういう観点から申し上げさせていただきました。そして、そのときの参加者の思いというのも伝えさせていただきました。

先ほどのそうしたことで、私は十分だというふうに、ご理解いただいていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡田泰正君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第45号 権利の放棄について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

起立多数です。

したがって、議案第45号 権利の放棄については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第46号 和東町議会議員及び和東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第46号 和東町議会議員及び和東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用に係る借入れ及び燃料の公営並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営の限度額について所要の改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第46号

和東町議会議員及び和東町長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

和東町議会議員及び和東町長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例

和東町議会議員及び和東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この次に、資料No.46の新旧対照表をつけさせていただいております。ページをめくっていただきまして、概要を載せさせていただいております。再度、概要に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正条例につきましては、改正理由といたしまして、町長から提案理由で申し上げますように、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用に係る借入れ及び燃料の公営並びに選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成に係る公営の限度額について所要の改正を行うものでございます。

改正概要でございますが、現行と改正後を載せさせていただいております。

選挙運動用自動車に係る1日当たりの借入の限度額、現行「1万5,800円」が「1万6,100円」に見直すこととなります。

選挙運動用自動車に係る燃料代を選挙運動期間中の日数で除して得た限度額についても、現行「7,560円」から「7,700円」に引き上げられます。

選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価につきましても、限度額が現行「7円51銭」から「7円73銭」になります。

選挙運動用ポスター1枚当たりの印刷単価の限度額、現行では「525円6銭」から、改正後は「541円31銭」に見直されます。

併せまして、同じく、選挙運動用ポスターに係る作成企画費の限度額につきましては、現行「31万500円」から改正後「31万6,250円」に改められるという

こととございます。

適用期間でございますが、施行日以降に公示された選挙ということになります。施行日につきましては、公布日でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

総務課長、言葉の意味が分かりにくいんですけど、今、最後に言っていた選挙運動用自動車に係る燃料代を選挙運動期間の日数で除して得た限度額、この言葉の意味を説明お願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、以前、議会のほうで説明をさせていただきましたが、選挙用自動車につきましても公費負担ができる。併せまして、その燃料費につきましても限度額はございますが、公費で負担できるという形に変わっております。

村山議員からご質問いただきました燃料代につきましては、例えば、和束町議会議員の選挙でございましたら、告示後5日間の選挙運動期間になると思います。その期間の1日当たりの限度額という形で理解をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第46号 和東町議会議員及び和東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第46号 和東町議会議員及び和東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第47号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第47号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由を申し上げます。

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決をいただきたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第47号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第47号

京都府市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、京都府市町村職員退職手当組合格約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年12月20日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

京都府市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規約でございます。

京都府市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

別表中、「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

資料といたしまして、資料No.47 新旧条文対照表をつけさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４７号 京都市町村職員退職手当組合格約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第４７号 京都市町村職員退職手当組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第４８号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４８号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院規則の一部改正等に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第４８号の説明をさせていただきたいと思っております。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第48号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しをいただいておりますので、職員の育児休業等に関する条例の一部改正概要に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

議案の次ページが条例の改正案でございます。

続いて、資料No.48ということで、新旧対照表を載せさせていただいております。

その次のページになりますので、よろしくお願いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

一つ目といたしまして、育児休業の取得回数制限の緩和等ということでございまして、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除させていただきます。

併せまして、任期を定めて採用された職員につきまして、任期の更新があった場合の規定を整備させていただいております。

次に、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化でございます。

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を「子が1歳6か月到達日」、または「子が2歳に達する日」とする要件につきまして、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、規定を整備させていただいております。

いずれの条例の改正につきましても、男性育児休業促進のため、取得ニーズが高い出生直後の時期、子どもの出生後8週間以内に最大2回分割、最長28日間取得することができるようになります。

また、育児休業の申請はこれまで原則1回しか取得できなかったものが、2022年10月以降は男女それぞれ2回まで取得することが可能になるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第48号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時40分まで休憩を取ります。

休憩（午前10時26分～午前10時40分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第7、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第49号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告並びに国家公務員の職員給与法の改正に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願ひします。

議案第49号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただいたのが、今回の条例の改正案でございます。

資料No.49として新旧対照表をつけております。

議長のお許しをいただきましたので、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正 概要に基づき説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今回の改正につきましては、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、一般職の指定職職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

第1条でございますが、令和4年12月期末手当支給率を0.05か月分引上げさせていただきますものでございます。

これまで「100分の162.5」を「100分の167.5」に、施行期日につきましては公布日からということで、適用期日につきましては令和4年4月1日となっております。

第2条でございますが、今回の第1条の改正に併せまして、6月と12月の期末手当支給率を同じ率に改正するものでございます。6月につきましては「100分の162.5」を「100分の165」に、12月につきましては「100分の167.5」を「100分の165」に、こちらの施行期日につきましては、令和5年4月1日となっております。

よろしく願いいたします。

続きまして、議案第50号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

議案第50号

和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和4年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 和東町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を「100分の115）」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定管理

職員にあつては100分の125)」を加え、同条第6項中「100分の45」の次に「、「100分の105」とあるのは「100分の50」」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改めるといふことで、別表第1につきましては、行政職員の給料表でございます。

次に、別表をめぐっていただきまして、第2条でございます。和東町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中、「6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）」を「100分の120」に改め、同条第6項中「100分の95」を「100分の100」に、「100分の45」、「100分の105」とあるのは「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附則といたしまして、施行期日、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項 第1項の規定による改正後の和東町職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

第3項 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の和東町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

次に、資料No.50といふことで、今回の条例の一部を改正する条例の新旧対照表をつけさせていただいております。

その後に改正後の別表第1といたしまして、給料表の新旧対照表及び和東町での12月1日現在の適用人員を載せております。後ほどお目通しのほうをよろしく願いいたします。

その給与表の最後になりますが、概要に基づきまして再度説明をさせていただきたいと思ひます。

人事院勧告及び国家公務員の職員給与法の改定に伴い、所要の改正を行う。

先ほど申し上げました第1条でございますが、令和4年12月勤勉手当支給率を0.1か月分引上げ、1.05か月分、特定管理職員につきましては1.25か月分に改正します。

また、給料月額については、30代半ばまでの職員が在職する号給において、平均0.3%の引上げを基本に給料表を改定するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

第2条関係でございますが、6月と12月の勤勉手当を一律1.00月分、特定管理職は1.2か月分に改正するものでございます。

こちらにつきましては、施行期日が令和5年4月1日でございます。

ちなみに、和東町の職員の給与で初任給で申し上げますと、高校卒業につきましては4,000円の金額が上がる。また、短大卒の初任給につきましては3,600円、大学卒の新規採用職員の初任給につきましては3,000円の引上げが行われるというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第50号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第50号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第51号 和束保育園耐震補強及び大規模改修工事に係る請負契約の第1回変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第51号 和束保育園耐震補強及び大規模改修工事に係る請負契約の第1回変更についての提案理由を申し上げます。

令和4年8月9日に工事請負契約を締結した和束保育園耐震補強及び大規模改修工事について、工事の一部に変更が生じたことにより、当該工事の内容を変更し、請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める必要があることから、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私のほうから、議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第51号

和東保育園耐震補強及び大規模改修工事に係る請負契約の
第1回変更について

令和4年7月1日に入札に付した和東保育園耐震補強及び大規模改修工事請負契約について、下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 事業名 和東保育園耐震補強及び大規模改修事業
2. 工事名 和東保育園耐震補強及び大規模改修工事
3. 工事場所 京都府相楽郡和東町大字中地内
4. 契約金額 「1億5,400万円」を「1億6,779万5,100円」
に変更
5. 契約の相手方 京都府木津川市木津池田30番地1
藤原・吉田特定建設工事共同企業体 代表者 藤原 正秀
6. 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
7. 工期 令和4年8月10日から令和5年2月20日
8. 支出科目 和東町一般会計
(款) 03 民生費
(項) 02 児童福祉費
(目) 03 保育所費
(節) 14 工事請負費

令和4年12月20日提出

1枚おめくりいただきまして、資料No.51をよろしく願いいたします。

議長のお許しを得ておりますので、概要と右側の図面によって説明のほうをさせていただきます。

和東保育園耐震補強及び大規模改修工事変更箇所 概要

1. 変更内容

- ・ 保護者会要望による駐車場からの渡り廊下の新設

1,033万4,100円

- ・ 室内空気の循環用サイクル扇の数量変更

93万5,000円

- ・ 遮光カーテン及びカーテンレールの取換

195万円

- ・ その他

57万6,000円

この4つにつきましては、いずれも税込み金額でございます。

2. 変更内訳

契約金額 当初 1億5,400万円

(うち消費税相当額1,400万円)

変更 1億6,779万5,100円

(うち消費税相当額1,525万4,100円)

契約金額増額分 1,379万5,100円

(うち消費税相当額125万4,100円)

右側のA3の図面のほうをよろしく願いいたします。

1枚目の図面につきましては、先ほど説明いたしました渡り廊下の新設の部分でございます。青色に塗ってある部分でございます。これにつきましては、保護者会のほ

うから、駐車場から園舎のほうに行くまでの間、この距離が雨のとき傘をさし、子どもを連れ、荷物を持ったままで行くというのがなかなか難しいということで要望がありました。これにつきましては、当初設計のほうでは組み込めなかったんですが、令和3年度末に保護者会のほうから正式に要望がありまして、令和4年度に入りまして、園長ともども、これのほうを協議し、このような形でやるということで今回提案させていただいた次第でございます。

幅員につきましては1.8メートル、延長につきましては24メートル余りということでございます。

2枚目の図面のほうをよろしくお願いたします。

これにつきましては、今の部分の基礎部分でございます。この箇所分、基礎を打ち込んで、駐車場の入り口から園舎のところまで行くということで、これにより雨に濡れずに子供と荷物を園のほうまで送り届けることができるというものでございます。

続きまして、3枚目の図面でございます。青い部分、ラインを引いてある部分につきましては遮光カーテン及びカーテンレールの取替えの部分でございます。これにつきましては、従前つけておいたものを再利用する計画をしておりました。しかしながら、カーテンが相当老朽化しているということで、付け戻しに最近確認しましたところ、難しいと。カーテン自体の耐久性が無理だということで、付替えのほうを検討したところ、カーテンレールも当初のものでしたので、そのままのものが使えないということで、今回、遮光カーテン並びにカーテンレールの取替えのほうを提案させていただいております。

また、赤い丸が各部屋にあると思いますが、これにつきましては、サイクル扇、扇風機でございます。これは天井につけておるもので、従来ついておいたものをそのまま当時は使えるということで計画しておいたものですが、今現在、やはりもの自体が相当老朽化しているということで、付け戻ししても全部が使えるというものには今なっていないということでございました。これにつきましても園長と相談した中で、やは

り新しく付け替えないと室内の空気の循環ができないということで、そのために今回付け替えることになりました。

これともう1枚、4枚目のほう、こちらが2階の部分でございます。こちらにつきましても、エアコンの周辺にこの2基をつけた中で空気の循環をさせていただくというものでございます。

青い部分につきましては、カーテンレールの取替えの部分でございます。

2階につきましては、カーテンレールの取替えのみで、遮光カーテンにつきましては従前のものが一度買い換えておりますので、それをそのまま使うというものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

駐車場からの渡り廊下の新設ということでございます。

先ほどのご説明では、雨天の日、子供さんなり、また荷物を持って歩く間に濡れるというようなことですが、車から乗り降りする場合、特に降りる場合、この渡り廊下までの間というのは、当然、上屋はないわけですから濡れる状態になるのかなというふうに思うんですが、例えば、ここの乗降スペースに上屋をつけるような、駐車場から渡り廊下の間も含めて上屋をつけるような考え方はないのかどうか、また、そういった要望はなかったのかどうかお尋ねします。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

高山議員のご質問にお答えします。

駐車場のほうに直接の要望というのは、私、聞き及んでおりませんので、今回そのほうは計画しておらなかったんです。実はそれにつきましては、園長と協議・相談はしてありました。しかしながら、やはり一定、同じような時間帯に保護者の方が送ってこられるということで、乗降場所での屋根部分をつけての降ろす部分を造るといのは今の状況では困難であろうかということで、保護者の皆様には、駐車場から降りる乗降の部分につきましてはご不便をかけるんですけども、駐車場は現状のままの利用をさせていただくということでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

できましたら、子供さんが降りられるときだけでも上屋の下で降ろしてもらって行っていただくということもできるかなと思うんで、そこにつきましては、また今後検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

言葉が分からないんで、説明をお願いしたいんです。

室内空気の循環用サイクル扇の数量変更93万5,000円、この説明と、そしてその他の内容をお聞かせいただきたい。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

このサイクル扇、エアコンの周辺近くにつける循環用扇風機のことなんですけども、当初、従来ついているものプラスに2基新設の予定をしておりましたが、今の現段階になって、従来のももの利活用が難しいということで追加になりまして、教室の赤い点を見ていただきましたら分かるように、全部で13か所つけるということで、このサイクル扇、扇風機につきましては、各教室に2基ずつ中心につけさせていただきまして、1階の遊び場ですね、乳児の部屋の前と、あと、乳児の部屋につきましても、エアコンの前のほう1か所ということにはなるんですけども、この形で全部で13か所の取替えということでございます。

これにつきましては、一応、消防のほうから、エアコンからおおよそ2メートルぐらいの間隔を開けた中で循環するようなものをつけるということになっておりますので、今回13個の数量の変更ということでございます。

それと、その他につきましては、細かなものがたくさん集まっているものでございますが、主には、職員室の壁の掲示場所の部分の変更を一部させていただいています。これが特に大きなものにはなろうかと思えます。掲示しやすいものに変更してという部分でございます。

あとは軽微なものでございますが、子供用のトイレが従来の色塗ったものではなくて、キャラクターのついたものに替える、そういうもの等が入っているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第51号 和東保育園耐震補強及び大規模改修工事に係る請負契約の第1回変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第51号 和東保育園耐震補強及び大規模改修工事に係る請負契約の第1回変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第52号 令和4年度和東町一般会計補正予算（第5号）、議案第53号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第54号 令和4年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第55号 令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第56号 令和4年度和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第52号から議案第56号の提案理由を申し上げます。

議案第52号 令和4年度和東町一般会計補正予算（第5号）は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に伴う生活支援として生活支援燃料券配布事業、また、デマンド交通W a z C a r（ワズカー）の実証実験期間の延長に係る茶源郷乗合交通生活お届け事業、保護者要望による和東保育園耐震改修工事の増額、石寺景観前駐車場整備事業に係る用地購入及び駐車場仮設工事等において

議案第53号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、事

業勘定における一般被保険者療養負担金の増額等において、直診勘定
におけるオンライン資格確認システムの整備等において

議案第54号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、燃
料高騰等に伴う電気代や医薬材料費の増額等において

議案第55号 令和4年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、簡易
水道事業と同じく、燃料高騰等に伴う電気代の増額等において

議案第56号 令和4年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、保険事
業勘定における地域密着型介護サービス給付費や介護予防サービス給
付事業費の増額等において

それぞれ予算補正を必要としますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第52号 令和4年度和束町一般会計補正予算（第
5号）につきまして説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第52号

令和4年度和束町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,740万円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,430万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月20日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明いたします。

11款地方交付税、17億5,899万4,000円、988万8,000円、17億6,888万2,000円。

14款使用料及び手数料、2,903万9,000円、△2,000円、2,903万7,000円。

15款国庫支出金、4億6,807万6,000円、836万6,000円、4億7,644万2,000円。

16款府支出金、2億724万4,000円、783万6,000円、2億1,508万円。

18款寄付金、44万7,000円、30万7,000円、75万4,000円。

20款繰越金、2,243万7,000円、1,709万5,000円、4,034万2,000円。

22款町債、5億8,740万円、1,310万円、6億50万円。

歳入合計、38億6,690万円、5,740万円、39億2,430万円でございます。

続いて、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款議会費、5,337万円、8万8,000円、5,345万8,000円。

2 款総務費、6億178万3,000円、2,267万3,000円、6億2,445万6,000円。

3 款民生費、12億2,619万円、1,948万5,000円、12億4,567万5,000円。

4 款衛生費、5億3,376万2,000円、226万9,000円、5億3,603万1,000円。

5 款農林業費、1億5,469万4,000円、46万2,000円、1億5,515万6,000円。

6 款商工費、1億2,082万4,000円、202万円、1億2,284万4,000円。

7 款土木費、3億6,878万2,000円、326万5,000円、3億7,204万7,000円。

8 款消防費、2億295万4,000円、410万8,000円、2億706万2,000円。

10 款災害復旧費、1,453万5,000円、303万円、1,756万5,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめぐりください。

第2表 債務負担行為

事項、期間、限度額の順に説明申し上げます。

石寺橋整備事業、令和4年度から令和7年度まで、1億7,500万円。

以上でございます。

おめくりください。

続きまして、第3表 地方債補正でございます。

1. 変更ということで、起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

和東保育園改修事業（過疎対策）、1億3,840万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後の限度額でございますが、1億5,780万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降、起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額の順に説明いたします。

和東保育園耐震事業（緊急防災・減災事業）、2,300万円、1,670万円。

舗装維持管理事業（過疎対策）、310万円、410万円。

石寺景観前駐車場整備（過疎対策）、1,300万円、1,200万円。

補正前の限度額の計でございますが、1億7,750万円、補正後につきましては1億9,060万円でございます。

続きまして、資料No.52、予算に関する説明書、令和4年度和東町一般会計補正予算（第5号）により説明を続けたいと思います。

1ページから4ページにつきましては、総括ということで議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1 1 款地方交付税、1 款地方交付税、1 目地方交付税、補正額 9 8 8 万 8, 0 0 0 円、1 節地方交付税、普通交付税で 9 8 8 万 8, 0 0 0 円計上させていただいております。

次に、1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額 8 1 4 万 1, 0 0 0 円でございます。主な内容でございますが、1 節総務管理費補助金 7 8 9 万 4, 0 0 0 円、このうち地方創生推進交付金（公共交通充実事業）3 3 4 万円、コロナ対応地方創生臨時交付金（生活支援燃料券事業）3 9 2 万 5, 0 0 0 円が主な内容でございます。

次に、1 6 款府支出金、2 項府補助金、2 目民生費府補助金で補正額が 1 0 1 万 9, 0 0 0 円でございます。こちらにつきましては、2 節児童福祉費補助金、きょうと連携交付金（保育園給食設備分）でございます。

同款、同項、5 目商工費府補助金、補正額が 1 5 0 万円でございます。1 節商工費補助金で、こちらもきょうと連携交付金（石寺景観前駐車場整備事業）でございます。

同款、同項、8 目災害復旧費府補助金、補正額が 1 5 0 万円でございます。こちらにつきましては、1 節農林業施設災害復旧費補助金、林業用施設災害復旧費補助金でございます。

次に、同款、3 項委託金、1 目総務費委託金でございます。7 ページ、8 ページでございます。補正額が 2 7 9 万 4, 0 0 0 円、こちらにつきましては 3 節選挙費委託金ということで、来年 4 月の京都府議会議員選挙委託金 2 7 9 万 4, 0 0 0 円でございます。

2 0 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額が 1, 7 9 0 万 5, 0 0 0 円。こちらにつきましては、前年度の繰越金、純繰越金でございます。

2 2 款町債、1 項町債、2 目民生債、補正額が 1, 3 1 0 万円。こちらにつきましては、2 節児童福祉債、過疎対策事業債（保育園改修事業）で 1, 9 4 0 万円の増額を、緊急防災・減災事業債（保育園耐震事業）で 6 3 0 万円の減額を計上させていた

だいております。

次に、同款、同項、6目土木債、補正額が100万円でございます。こちらにつきましては、1節道路橋りょう債、過疎対策事業債（舗装維持管理事業）でございます。

同款、同項、8目商工債、補正額が△100万円でございます。1節商工債で、過疎対策事業債（石寺景観前駐車場整備事業）△100万円を計上させていただいております。

9ページ、10ページをお願いします。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、主な内容のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が859万2,000円。主な内容でございますが、一般管理諸経費、需用費といたしまして、燃料高騰による燃料費で30万円、また、光熱水費で95万1,000円を、生活支援燃料券事業といたしまして、総額587万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、主な内容については、負担金補助及び交付金ということで生活支援燃料券補助金538万5,000円を計上させていただいております。

11ページ、12ページをお願いします。

同款、同項、4目活性化対策費ということで、補正額200万4,000円でございます。主な内容でございますが、10節需用費200万4,000円、和東運動公園管理事業、修繕費（維持補修）191万円を計上させていただいております。

同款、同項、12目交通対策費で補正額が668万円。主な内容でございますが、茶源郷乗合交通生活お届け事業ということで668万円を、このうち主な内容でございますが、委託料として643万5,000円、運行予約受付案内業務委託料で56万3,000円、運行予約管理システム保守委託料で94万円、運行管理委託料として493万2,000円を計上させていただいております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

同款、4項選挙費、5目京都府議会議員選挙費、補正額が279万4,000円でございます。こちらの主な内容でございますが、事業名でいいますと、京都府議会議員選挙事務諸経費259万4,000円。主な内容でございますが、需用費として消耗品費等合わせまして98万2,000円を、委託料としてポスター掲示場設置・撤去委託料65万円、原材料費ポスター掲示板等で50万円が主な内容でございます。

次に、少し飛びますが、17ページ、18ページでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費で補正額が1,707万円でございます。主な内容でございますが、和東保育園耐震及び改修事業費で総額1,622万8,000円を、このうち委託料といたしまして、給食設備移設設置委託料で203万8,000円を、また工事請負費で和東保育園耐震改修工事1,419万円を計上させていただいております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費でございます。19ページ20ページをお願いいたします。補正額が130万円でございます。主な事業内容でございますが、27節繰出金、下水道特別会計繰出金として130万円を計上させていただいております。

次に、6款商工費、1項商工費、2目観光費で補正額が202万円。主な内容でございますが、事業名でいいますと石寺景観前駐車場整備事業200万円で、内訳といたしまして、委託料で△300万円、こちらについては、測量設計業務委託料の減額です。併せまして、工事請負費で石寺景観駐車場仮設工事で300万円、公有財産購入費で用地購入費として200万円を計上させていただいております。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費で補正額が100万円でございます。こちらにつきましては、14節工事請負費で舗装維持管理事業、工事請負費100万円の増額を計上させていただいております。

同款、5項住宅費、1目住宅管理費で補正額が196万7,000円。主な内容で

ございますが、10節需用費で192万円、こちらについては町営住宅管理事業費、修繕費ということで、維持補修182万7,000円が主な内容でございます。

次に、8款消防費、1項消防費、1日常備消防費でございます。23ページ、24ページをお願いいたします。補正額が384万2,000円、こちらについては18節負担金補助及び交付金、相楽中部消防組合負担金を計上させていただいております。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、3目林業用施設災害復旧費、補正額303万円でございます。こちらにつきましては、14節工事請負費で300万円、林業用施設災害復旧事業として計上させていただいております。

25ページから28ページにつきましては、給与費明細を載せさせていただいております。

一番最後の29ページをお願いいたします。

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額または支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、限度額、令和3年度末までの支出（見込）額、令和4年度以降の支出予定額、左の財源内訳につきまして説明いたします。

石寺橋整備事業、限度額1億7,500万円、令和3年度末までの支出額につきましては、該当ございません。令和4年度以降の支出予定額でございますが、令和4年度から令和7年度まで1億7,500万円、財源内訳でございますが、国庫支出金で1億1,165万円、地方債6,330万円、一般財源5万円となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

なお、特別会計につきましては、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時28分～午後1時30分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

続きまして、議案第53号についてご説明申し上げます。

本日、税住民課長が欠席しておりますので、私のほうから、事業勘定、直営診療施設勘定を一括して説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書のほうをお開きいただきたいと思います。

議案第53号

令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億560万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,920万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月20日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

まず、事業勘定の第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款国民健康保険税 9,949万1,000円、△27万5,000円、9,921万6,000円。

4 款府支出金、4億3,874万8,000円、1,817万7,000円、4億5,692万5,000円。

6 款繰入金、4,825万円、27万5,000円、4,852万5,000円。

7 款繰越金、1,000円、42万3,000円、42万4,000円。

歳入合計、5億8,700万円、1,860万円、6億560万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款総務費、318万5,000円、16万5,000円、335万円。

2 款保険給付費、4億1,776万3,000円、1,817万7,000円、4億3,594万円。

6 款保健事業費、1,175万1,000円、25万8,000円、1,200万9,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.53 予算に関する説明書 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（事業勘定）によりましてご説明申し上げます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複しておりますので、説明を省略させていただき、5ページ、6ページからお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額が△27万5,000円。内訳といたしましては、1 節医療給付費分現年課税分で△19万5,000円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分で8万円の減額でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金で補正額1,817万7,0

00円、1節普通交付金でございます。

6款繰入金、2項一般会計繰入金、6目未就学児均等割保険料負担金繰入金、補正額27万5,000円でございます。1節未就学児均等割保険料負担金繰入金でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額42万3,000円、1節前年度繰越金でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で補正額16万5,000円。内容といたしましては、12節委託料でシステム改修委託料として16万5,000円の補正でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額1,817万7,000円、18節負担金補助及び交付金でございます。

6款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、補正額25万8,000円でございます。内容といたしましては、会計年度任用職員の報酬として24万5,000円、費用弁償として1万3,000円でございます。

また、次ページ以降に給与費明細を添付しておりますので、後ほどお目通しいたくださいようお願いいたします。

では、議案書に戻っていただきまして、続きまして、直営診療施設勘定でございます。

第1表 歳入歳出予算補正ということで、まず、歳入でございます。

こちらも款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

5款支払基金交付金、0円、32万1,000円、32万1,000円。

6款繰越金、232万8,000円、47万9,000円、280万7,000円。

歳入合計、9,840万円、80万円、9,920万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款総務費、6,953万9,000円、80万円、7,033万9,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.53、予算に関する説明書 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（直営診療施設勘定）によりましてご説明申し上げます。

こちらにつきましても、1ページから4ページは総括ということで議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページからお願いいたします。

まず、歳入でございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療提供体制設備整備交付金、補正額32万1,000円、1 節医療提供体制設備整備交付金ということで、オンライン資格確認システム整備交付金として32万1,000円の歳入を見込んでおります。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額47万9,000円、1 節前年度繰越金でございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額80万円でございます。1 7 節備品購入費で80万円計上しております。庁用器具費として19万5,000円、オンライン資格確認システム備品として60万5,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、議案第54号、55号についてご説明させていただきます。

す。

議案書をお開きください。

議案第54号

令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,610万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月20日提出

和束町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

歳入でございます。

先ほどの予算同様、補正前の額、補正額、計の順で説明させていただきます。

7款繰越金、100万円、170万円、270万円。

歳入合計、2億1,440万円、170万円、2億1,610万円。

おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、8,587万2,000円、170万円、8,757万2,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

資料No.54をお願いいたします。

総括は省きまして、5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正前の額 1 0 0 万円、補正額 1 7 0 万円、計 2 7 0 万円です。前年度繰越金として 1 7 0 万円の補正となっております。

おめくりください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。主なものとしまして、1 0 節需用費でございます。燃料・医薬品等の原価高騰により補正をお願いするものでございます。補正額 1 7 0 万円でございます。

よろしく願いいたします。

議案書にお戻りください。

議案第 5 5 号

令和 4 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5, 3 1 0 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日提出

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

歳入でございます。

5 款繰入金、1 億 3, 6 7 3 万 4, 0 0 0 円、1 3 0 万円、1 億 3, 8 0 3 万 4, 0 0 0 円。

歳入合計、2 億 5, 1 8 0 万円、1 3 0 万円、2 億 5, 3 1 0 万円。

おめくりください。

歳出でございます。

2 款管理費、5,051 万 5,000 円、130 万円、5,181 万 5,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

資料 No. 55 予算に関する説明書をお願いいたします。

こちらも総括を省かせていただきまして、5 ページ、6 ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、一般会計より 130 万円繰り入れます。

おめくりください。

歳出でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費、主なものとしまして、10 節需用費、光熱水費に 90 万円でございます。

同款、同項、同目管渠管理費、10 節需用費、光熱水費 10 万 3,000 円でございます。

以上、特別会計の補正の説明とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第 56 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 56 号

令和 4 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,800万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月20日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

3款国庫支出金、1億6,773万1,000円、241万4,000円、1億7,014万5,000円。

4款支払基金交付金、1億8,715万3,000円、80万9,000円、1億8,796万2,000円。

5款府支出金、1億729万5,000円、△194万1,000円、1億535万4,000円。

7款繰入金、1億961万6,000円、26万円、1億987万6,000円。

9款繰越金、1,996万1,000円、145万8,000円、2,141万9,000円。

歳入合計、7億3,500万円、300万円、7億3,800万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらも同様の説明とさせていただきます。

2款保険給付費、6億7,252万2,000円、210万円、6億7,462万2,000円。

4款地域支援事業費、3,129万1,000円、90万円、3,219万1,000

円。

歳入合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.56 令和4年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）（保険事業勘定）のほうをよろしくお願いいたします。

1ページから4ページまでは総括でございますので省略させていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主なもののみの説明とさせていただきます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額204万5,000円。これにつきましては、1節現年度分の負担金でございます。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金、補正額△205万3,000円。これにつきましても、1節現年度分でございます。

おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにも主なもののみの説明とさせていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、補正額135万円、18節負担金補助及び交付金ということで、地域密着型の負担金補助及び交付金全額でございます。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、補正額△250万円。これにつきましても、同じく、18節負担金補助及び交付金全額でございます。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

初めに、補正予算とは関係ないところでございますけれども、13日の諸般の報告の中で町長のほうからクリーンセンターの状況についてご報告がございました。そのことについて若干質問させていただきたいのですが、議長、お許しいただけますか。

○議長（岡田泰正君）

今、高山議員がおっしゃったように、初日に諸般の報告で町長がお示ししてきた範囲の中での答弁になろうかと思っておりますけれども、そういうことをご理解いただいた上で質問をしていただくことをお許しいたします。

どうぞ。

○2番（高山豊彦君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、諸般の報告に関連してご質問させていただきたいと思っております。

報告の中でもございましたが、12月6日にクリーンセンターに亀裂が見つかったというような新聞報道もございました。クリーンセンターにつきましては、これまで擁壁の安全対策として長期にわたって地盤調査を行った上で、その調査に基づいて設計、また施工されたことだろうというふうに思いますが、残念ながら、こういった結果になって私も大変驚いているところでございます。

これの対策につきましては、相楽東部連合のほうで、議会のほうでも議論をいただくということになろうかと思うんですが、やはり地元の議会といたしましても、このことについては町長のほうからご説明をいただけたらなというふうに考えています。

先日の報告の中でもございましたが、これから原因究明、また専門家の内容の中には、施設の撤去が望ましいというようなご報告もございました。そういったことを踏まえて総合的に今後検討していくというご報告でございましたが、やはり地元といたしましては十分な原因究明をしていただいた中で、早急な安全対策をしていただかないと、地元の住民の皆さんの財産もその下にあるわけですから、その対策について町長のお考えをお聞きしたいなと思っております。

○議長（岡田泰正君）

町長、補足説明をお願いします。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

その件については、当初から安全対策ということが一番重要でありまして、そのために今までからいろいろと訴訟もやってまいりました。それについては、今までから訴訟でお世話になっていた大学等のコンサル関係が集まっておられるとこと、うちのほうに技術者がおりませんので、サポート支援センターのご指示もいただきながら処理を進めてきました。

今もご質問がありましたように、全体的な測量をしながら、そして撤去については部分的にやっていくという措置を取りました。そういう中で、その当時、擁壁の倒れているところの施設のない側ですね、そのの工事をやって、そして、それを除去という方法でやらせていただきました。除去ですので、その間、当時の連合の議会でもいろいろと委員会を開いていただいて、そしてコンサルの説明を受けながらやってまいりました。

一つはですね、やっぱり動いているところのこっち側を残してやるということで、測量もあるけども、もう一つ対応しなきゃならんということは残されておったんですが、そういう中で工事がされました。工事をされていくときに、その重量の中に石で入れるというふとんかご工法でやる、部分的な変更がありました。そして、その変更を通じて工事をしたんですが、工事が完成されて、その手直しがちょっとあったんですけど、その後すぐ現場のほうから報告を受けますと、今ご案内のとおり状況があったということです。すぐ、そのままコンサルが施工管理しておりますので、そこを呼んで見てもらったと。それで、対応するには、正式にきちっと見てというのは日が経つということですけども、やはりそのつなぎ目のところですね、置いたところと水の受け口のところがオーバーフローで溝を造って、それが流れたところとずってしま

ったと、こういう対応ですから、早急にそこは水が入らないような措置をしていくと。当分置いていたというのは、どういように動くのかというところをコンサルに見てもらいたかったものですから、置いてたということで処理しなかったんですけども、その状況が報道されましたけども。今は水が入らんという応急措置、そして、コンサルの指導も受けながら今こうしておるんですが、そして年内に皆、寄って、その辺のところの原因追究とか、そういう結果報告をしてもらって議論しようということになっていたんですが、12月を超えるんですけど、1月の中頃にその方向の予定をされておると、こういうことであります。

私が今、聞いておりますのは、そういう状況の範囲内で出ておるということを知っておりますから、早くしなきゃなりませんけども、そういう状態で今このまま次の対策を打つまでこの状態で置いておる。そして、様子を見ようと。

現場には職員を常駐させて、そしてどういう動きがあるか全部連絡できる体制を取っております。いずれにいたしましても、住民の皆さんに非常にご心配をかけて、当初から心配をかけておるんですが、こういう状態ですけども、一日も早いこと安心してもらえるような状態というのが私どもの務めでありますので、そういうことで、重々肝に銘じながら事業に当たっていきたい。ただ、年が明けることは申し訳ないんですが、そういうことです。

途中の説明というのが非常に難しいところがありまして、その原因がはっきりして説明できる、原因がこれだというところに行くのか、それは区長と連絡を取り合っているんですが、全部の方にいうところはできてないんで申し訳ないんですけども、私どものその指摘の範囲の中で処理してるということでございますので、コンサル等も問題ないと、大きく次にいくというようには聞いておりませんので、それを信じて今、処理していると、こういうことであります。

どうかよろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございました。

私も現場を見に行かせていただいて、本当に想像以上の状況だったなというふうに感じておりますので、やはり町長も地元の町長、また連合長として、そのあたりを十分原因究明をしていただいて、早急な対策を対応していただきたいというように思いますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、一般会計の補正予算の10ページのほうなんですが、生活支援燃料券補助金というのがございます。これについて具体的な説明をお願いできますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回補正で挙げさせていただきました生活支援燃料券事業の関係でございますが、こちらにつきましては、コロナ交付金の物価高騰、燃料高騰対策に係る交付金を活用させていただきたいと考えております。

和東町では、今お話ししました交付金を活用させていただきまして、12月初旬から各個人になりますけども、商品券をお1人5,000円お配りするという事業を進めておりますが、さらに国のほうでは、電気また都市ガスにつきましても一定支援をしていく方向性であるということを知り及んでおります。その中で、和東町としてできることは何かということで、庁内の中で協議をさせていただいたところ、やはりまだまだ物価高騰の特に燃料ですね、委員会でもご説明をさせていただきましたが、灯油につきましても2年前に比べますと30円上がっております。ガソリンにつきましても、今なお同じように約30円の値上がりをしていると。さらに、LPガスにつきましても、国の支援が受けられないという中で、和東町としてできることは何かとい

うことで、町内事業者限定にはなりますが、和東町の1世帯3,000円を助成するという形で事業を進めたいと考えております。

今回、補正予算で承認いただきましたら、すぐさま町内事業者と調整をさせていただきますまして、年明け早々に住民の方にお配りできるような形で考えているところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

これによって住民の方も大変喜んでいただけるかと思えます。なるべくスムーズに進めていただきますようよろしくお願いたします。

次に、12ページになるんですが、茶源郷乗合交通生活お届け事業について補正がございます。これについて具体的な内容をご説明お願いたします。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

ただいま質問がありました高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

茶源郷乗合交通生活お届け事業につきましては、地方創生交付金のほうを活用しまして、今回10月から12月までさせていただきました茶源郷乗合交通W a z C a rのほうの実証実験、こちらは住民を対象に実施させていただきましたけども、こちらのほうを住民以外、町外の方も対象にしまして、地域内の公共交通路線バスからの乗り継ぎをしていただいて、路線バスの利用の促進、そして地域内公共交通の充実を図ることで、移住等も含めて観光客等も増やす中で、全体的な町内の公共交通の充実を図る中で、関係人口であったりとか移住・定住にもつながるような取組として進

めさせていただこうと思っております。

こちらの実施に当たりましては、今月12月までさせていただいておりますW a z C a rの運行の乗り降り場所につきまして、従前までは58か所現在ありますけども、こちらをさらに14か所増やさせていただいて72か所乗り降りできる場をつくりまして、町外から来られた方も移動しやすいように、そしてまた住民の方も乗り降りがしやすいように、今、バスが通ってない場所につきましても乗り降り場所をつくりまして、町内の公共交通の充実をさらに図っていきたいと思っております。

実施につきましては1月10日から3月24日の間で実施したいと考えておりまして、この間の運行時間につきましても、現在8時半運行開始になっておりますが、午前7時から運行しまして、小中学生等の通学、そしてまた通勤等で利用される方に対しましても利用できるような形で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

再度確認なんですけど、午前7時からということですが、終了は今と同じですか。はい、分かりました。

こういった形で延長していただくというのは非常にありがたいことだと思いますし、住民の方も喜んでいただけるかと思いますが、なるべく利用者が増えることを望みますし、そのように周知のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、私のほうからも、先ほど高山議員が冒頭言われましたクリーンセンターの件について一つお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。先ほどと同じ範囲でお願いします。

先ほどお話がありましたけども、大変これはひどい状況だと思うんですね。9月の末に完成したはずの工事が10日余りであのような状況になるというのは異常としか言いようがないと思うんです。要は、それに大変なお金をつぎ込んで工事をしたわけですから、全くそれが無駄だというふうに言わざるを得ないような状況になっていることについては大変危機感を持って当たっていただきたいというふうに思うんです。

先ほど町長のほうから、この間、若干の工事の変更があったということも言われましたけども、その件については連合議会の議員のほうからもいろいろお話を聞く中では、そういったことが十分に9月の臨時会までに議会に報告もされずに説明もされてこなかったという話も聞いておりますし、そういったことを受けて今回の事態というのは大変不透明な工事の実態というのもあると思いますし、先ほど答弁の中で、年明けにそういった方向性が一定出されるということですから、それは待ちたいとは思いますが、聞いておきたいのは、そういったことが明らかになったときに連合議会はもちろんですけども、先ほど高山議員のほうからも、いわゆるこの地元の議会としても放っておけないという事態ですから、必要な説明とか実態の報告というのは当然していただけるものだと思いますが、その辺、町長にしっかりと答弁いただきたい。

途中のことは何とも難しい話って言われましたけども、新聞報道にもありましたけど、連合の事務局のほうで現在の状態は安全が確保されているというふうに言われたそうですね。そうであるならば、何をもって安全が確保されているというふうに根拠がないとそんなことを言えないと思うんですよ。ですから、それは途中経過の問題じゃなくて、新聞報道で、現在の、今、確定した安全ですというふうに言われたわけですから、それが本当であるならば、現時点で今の状態が安全が確保されているという根拠は一体何なのか。

先日の連合議会では答弁されてませんよね。私は、なぜ答弁できないのかなと思ったんですよね。まだ安全かどうか確認しているというんだったら分かりますよ。でも、はっきりと安全だというふうに事務局は答えてるわけですよね。で、あるならば、そのことについての根拠があるはずですから、そこはこの場でちゃんと報告いただきたいと思います。

先ほど言いましたように、この議会に対する説明責任と現在あの状況がとりあえず安全確保されているという、その根拠は一体何なのか、その辺説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

先ほどのテールアルメの擁壁そのものが倒れるということで訴訟した経緯ですから、これを除去するという安全対策というのは非常に重要でありまして、訴訟でもそういうことでありまして、和解いたしまして、基金を積み立てている。

この対策工事をどうするかというのは、これは連合議会でも非常に注目をしていただいて、連合議会の全員協議会の中でもコンサルに来ていただいて、その手法とか調査の在り方というのはご説明し、委員会等でも議論されているところであります。

その委員の中でも、そういったいろんなご質問もありました。用地についての件もありました。そういうときには、もう少し工事を進めていく中で、見て、必要であれば、当時はテールアルメとか打ってやらなきゃならんとか、いろいろなご意見も連合でも出されておりました。そういったことも焦点に挙げながら、その一歩手前のところから工事に入られた。そして、やっていると草木切っていくたら、それではいけないということで、その変更をしたということですから、そういった連合の委員会の議論をしていただいて、想定内の中で委員の中ではそういう懸念も出されていた中でされてきたと。そして、やっていると、やはりそういうことだということで変更をやった

というような経緯であります。

今、根拠ですけれども、一つは、これは先ほども高山議員のご質問の中で答弁させていただきました。一番肝心なのは、私から見てどうのこうのやなしに、設計の施工管理を業者をお願いしているわけです。一番先に考えていかなきゃならんのは、工事の瑕疵があるのかないのか、私ら、そこから入っていかないといけない。やっぱりコンサルが見て、この状況には瑕疵がないということは、コンサルから聞いているわけです。これについてはサポート支援センターからもそういうことをいただいております。

そうなれば次どこに問題があるのか、こういうことですから、その中では、先ほど答弁させていただきましたように、全部が動いてると、こういうことではないんであります。そのときのコンサルの中では、集積するというんですか、変わり目のところに、現地を見てもらったら分かると思うんですが、下がっていったところに柵を造っている。その柵の受けたところにオーバーしたような形で溝がいつてしまったから、これはその後に雨も相当降ったときもありましたから、それも含めながら検討していく。だから、ずってるというところはないので、当面そういうことやから、これがもしずってるというのだったら大変な問題になりますけれども、そういうところを業者が確認されているから、事務局が言ってるように、そういう中での処理ですので、はっきりとさっきのように大丈夫ということじゃなしに、そういう確認をしていますという先ほどの高山議員の答弁のときのように、そういう確認は一応できました。その確認ができたかて、それをきっちり測量とか調査して責任ある解答をもらわないとという、その業者が寄ってやるのが今月中にしたかったんですけども、いろいろな都合で来月になったと。こういうことを先ほど答弁させていただきました。

そういう中で進めている。だから、根拠というのは、そういう形の中で、コンサルとのやり取りでやっていた経緯が根拠であって、それをカチツとしたものであるというのはいもう一回やらなきゃ私どもは安心して住民に説明できない。そこはきちっと踏まえて、私ども連合長、副連合長、関係者が寄って、コンサル、そしてサポート支援

センター、そういったところできちっと確認して、その結果を、正式な考え方というのをもらわないと、住民に説明できるとか、そういう段階でないだろうというように思っておりますので、それを早期にやりたい、こういうことで今、進めているところでもありますので、まさにそういう対策を今やっていると。あそこについてはそういういろんな問題があったものですけども、そういうことも確認しながら、コンサル、そしてサポート支援センターとも協議しながら進めてまいりたいと、このように思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そういった答弁をされたんですか、連合議会では。そういうことをやるんだったら、ちゃんと説明していただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。答弁していただけてないことが一つありますので、ちゃんとしてください。

○議長（岡田泰正君）

この件につきましてはね、連合議会の中で、今、審議の継続中でございますので。

○7番（岡本正意君）

答弁漏れがあります。

○議長（岡田泰正君）

東部連合のことですので、審議を中止します。

○7番（岡本正意君）

だから、ちゃんと説明をする機会を持ってもらえますかということにちゃんと答えてもらってません。

○議長（岡田泰正君）

いいです。

○7番（岡本正意君）

いいですじゃないですよ。ちゃんと説明。

○議長（岡田泰正君）

本議会としては、これからの審議を見守っていくのが筋ですので、今は町民に向けて新聞に報道されたことについての和束町として立場を説明していただいた、そういうことでとどめておきたい。あとは連合議会の審議を見守っていきたいと、このように考えております。これは議長命令です。

今日ここに提案されました議案について十分に審議をしていただく、これが本筋ですので、そこに戻っていただくように議員の皆さんにお願いをいたします。

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

答弁漏れがあるって言ってるんですよ。答弁してないことを答弁してくださいと言っていることが何がおかしいんですか。

○議長（岡田泰正君）

話を変えてください。

○7番（岡本正意君）

ちゃんと私が質問したことに対して答えてないから言ってるだけの話です。

○議長（岡田泰正君）

質問を変えてください。

○7番（岡本正意君）

議長であればちゃんとそういう答弁をさせてください。

○議長（岡田泰正君）

質問を変えてくださいと言ってます。

○7番（岡本正意君）

ちゃんと先ほど質問しました。それに対してちゃんと返ってないから言ってるんです。

○議長（岡田泰正君）

私は返したと思ってます。

○7番（岡本正意君）

そういう議長の横暴と私は言っときたいと思いますけども、ちゃんと質問したことに答えさせるのが議長の役目ですから、ちゃんとやってください。

それですとね、一応こちらに戻りますけども、先ほど町長が冒頭ですね、新型コロナウイルスの感染のことについて報告がありました。職員の方が多数感染されたということで報告がありまして、ホームページを確認させてもらいますと11人感染確認されたということが載っておりました。それで、いわゆる1人だけ12月6日になっていて、あとは全員12月19日ということになってるんですけども、そこで確認だけしておきたいんですけども、いわゆる19日付で発表されてますけども、1人だけ6日付になってるといのはどういう経過でそうなっているのか、その報告が遅れたというのは何が理由なのかというのをお聞きしたいというのと、それから、今後感染の拡大というの町としてはどのように考えておられるのか、その辺よろしくお願いします。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

和束町の役場の職員の中で感染が判明したというのは、12月6日に1人、そしてホームページでも挙げさせてもらっておりますように、昨日に10人、陽性の報告がなされたということで、すぐさまホームページに挙げさせていただいたところでございます。ですから、特に12月6日から12月19日までその数字ですね、それを正確に表していないということではないので、よろしく申し上げます。

今後の対策につきましては、本日議会がございますので、明日、対策本部会議を開きまして、職員につきましては年末までの外出自粛と併せて行動記録の徹底という形

で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

感染された職員の方にお見舞い申し上げたいというふうに思いますけれども、感染された方は今、待機ということになっていると思いますけれども、今後、もし仮に感染確認が増えた場合も順次待機になっていくというふうに思うんですけれども、いわゆる今、国のほうの待機明けの復帰の関係の基準でいいますと7日間ないし10日間ということで、その際に一定症状が改善されていれば復帰できるということだというふうにお聞きしているんですけれども、ただ、検査をもって陰性というふうに確認した上でということにはなっていないというふうに聞いてます。ただ、これでは無症状ということが実際のところは、まだやはり体内にウイルスを保菌しているという状況の中で復帰される方もそういう意味では多いと思うんですけれども、やはり役場の職員というのは住民の方と接触する、いわゆる対応するというのが基本の仕事ですから、また、その周りの職員との関係もありますので、町としては最低でも抗原検査も含めて、検査で陰性を確認するというのを私はやっていただけたらというふうに思うんですけれども、その辺のことはどうでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今年の春にコロナがはやったときにつきましては、住民用窓口を含めまして対応する職員につきましては自主的に診療所で抗原検査を実施され、陰性が確認されて職場に復帰したという経過がございます。

和束町としましては、明日の対策本部会議でそのあたりも協議しながら、住民の皆様が安心できるよう努めたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひ念には念を置く中で対応いただきたいと思うんですが、それに関連して診療所の関係なんですけども、いわゆるこの間、診療所のほうで京都府の無料検査の枠というか、そういったものを活用いただいて、抗原検査を無料でしていただいていたと思うんですけども、その後、PCR検査の実施の体制も整えていきたいということで答弁をいただいていたんですが、一応、今PCR検査自身ができる状況にあるのか、また、前にやっていた無料の抗原検査といったものも現在どのような形で実施していただいているのかですね。

私の見た限りでは、ホームページ上でもその辺のことが周知されておられませんけども、かなり感染もまん延している中ですので、気軽に検査を受けられるという意味では大変大事な制度ですので、周知もぜひやっていただきたいと思うんですが、それも併せてお願いします。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

ご質問にございましたように、今年の3月8日から無料の検査ということで、抗原検査から始めております。今年の7月からはPCR検査も始めております。広報が漏れておったということで申し訳ございません。早速対応させていただきたいと思ひます。

無料の検査というのは二通りございまして、当初はイベント等への参加、あるいは旅行や帰省のために必要であるからということで、その証明書といいますか、検査結果通知書というのをお渡しするんですが、それを旅行会社等に提出する必要があるためにというパターンと、それから感染拡大時において感染不安を持っておられる方に対して京都府知事が認めた場合ということで、その二通りの検査がございました。

旅行等の場合については、診療所としては抗原検査だけということでしとったんですが、感染不安のほうにつきましてはPCR検査も可能であるということで運用しております。

ただ、たしか8月、9月頃だったと思うんですが、旅行等のパターンのほうが一旦休止というか取りやめになっておりましたが、ここ最近ですね、また年末年始を迎えるということで、帰省等で移動されることもあるということで、年末年始限定でございしますが、1月12日まで旅行等にも使えるパターンというのが一次的に再開されるということでございます。

ただ、診療所は年末年始のお休みがございすけれども、基本的に平日、体制が整っておればということになりますけれども、無料検査の申込みは受けさせていただいているという状況でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いずれにしても、周知のほうをぜひ強めていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどありました生活支援燃料券事業についてなんでけども、先ほどの説明の中でいろいろな条件を見ていただく中で、世帯で3,000円分の券を発行いただいて補助をいただくということでございます。これ自身は助かるという意味ではありがたい事業だとは思いますが、ただ、今の物価高騰の状況ですね、本当に毎月のようにあらゆるものが値上げになって大変な負担が増えていっているという状況

を考えると、今現在12月から商品券の配付をしていただいているとはいえ、やはり新たな追加の支援策としては、もう少し上乘せいただけたらよかったんじゃないかというふうに思っております。

例えば、1人3,000円じゃなく世帯3,000円ですからね。ですから、そういった意味で大変不十分じゃないかと思うんですが、例えば、仮に世帯1万円というふうにした場合でも、あと1,000万円ほど上乘せが必要なんですけども、以前にも指摘しておりますけども、今、基金としては10億円近く持っておられるという状況もありますし、今の災害級の物価高騰の状況を考えればそういった思い切った対応をしていただく中で、もう少し分厚い支援にさせていただくことも十分可能だったんじゃないかというふうに思いますが、そのあたりのお考えをお聞きしたいというふうに思う。

あと、町長に先日一般質問でいわゆる水道料金の来年度以降の減免について検討をお願いしたいというふうに伺いましたけども、やはり今の状況を考えれば、今、新年度の予算を検討いただいていると思いますけども、最低限そういったことは引き続きやっていただくべきだと今でも思っております。そういう意味で、町長は先日はあまり前向きな答弁ではなかったんですけども、ぜひ、その辺、前向きに検討いただけたらと思うんですけども、それも併せて答弁いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

それぞれ十分検討しながら総合的な判断に立って金額が決まります。ご案内のとおり、和東町の場合には、各個人になるべく回していこうというんですか、そういうところの施策を重点に置いてきているわけですので、そういう意味で、許される範囲では、金額はともかく、そちらのほうを重点にした取り方をしております。

それと、次の水道の件でございますが、私のほうでももう少し具体的な資料は上がってきてないわけでありまして、今後いろいろとそういう中で判断していきたいと、そういうように思います。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員、ラスト質問になりますので。

○7番（岡本正意君）

分かりました。

そこは前向きに検討いただきたいというふうに思いますし、来年度予算ということがありますけども、日々大変厳しい状況が続いておりますので、途切れなく支援を強めるという点では、年明けも含めて、ぜひ対応いただきたいと思いますので、そこは強く要望しておきたいと思います。

あと、乗合交通について一つ聞いておきたいんですけども、先ほどの説明では、一つは来年以降3月まで延長すると。それと、町外の方も対象にして利用者を増やしていく。あと、湯船の関係の通学等の足に対応していくということが主な柱だったというふうには思うんですけども、確認しておきたいのは、先日、委員会で11月20日ぐらいまでの利用状況について報告いただいたと思うんですけども、あれから1か月ほど経つ中で、実際のところ、町内のそういった今の利用状況とか登録数というのはどの程度変化があるのかということをお報告いただきたい。

私はやはりここの試行運転の時点で町外の方まで対象を広げて、とにかく利用を増やしていくという方向はふさわしくないと思ってるんです。というのは、今回の試行運転の目的というのは、やはり町内の住民の方の足をどう確保していくか。そのために今回のW a z C a rというのがどう適用できるのかということを検証するための実証運行だったと思うんですよね。そこにもう少し集中して、本当に住民の方の生活の足となり得るのかどうかということをしつかりと検証するものにしないと、そこでまた違う何かいろんなものをくっつけていって、移住・定住のこともいろいろ言ってま

したけど、今回の本来の目的を見失わずに、そこにちゃんと集中した中で実証実験を終えていくとしていかないと正しい検証ができないと思うんですよね。そういった意味で、その辺、今回そのような対応をされている狙いであるとかいうものについて説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

ただいま岡本議員からご質問があった件についてご説明させていただきます。

まず、実績のほう、前回委員会からの変動ですけども、前回委員会のほうで約38件、乗車人数があったということでご報告させていただきました、12月のほうが20件さらに乗車人数がありまして、今、58件の利用人数となっております。

こちらのほう、特に増加した要因としまして、無料乗車券を配付させていただきまして、こちらの利用人数のほうが12月だけで12件あったような状況になっております。これを利用していただいて、湯船地域の方であるとか、もしくは和東の原山の地域、もしくは和東町中心部の地域の方々も利用をいただいております。登録者につきましても、現在約120名の方に利用登録をいただいている状況になっております。

続きまして、今回の利用に当たりまして、町外の方の利用も含めて、1月以降実施することについてですが、当然、こちらのW a z C a rにつきましても、町内移動の充実ということで図っていきたいということがあるのと、一番が路線バスの利用促進という部分をさらに充実させていきたいということが目的としてあります。これに当たりまして、奈良交通バスの利用者のほうが年々減少しているところではありますが、人口減少が一番大きな要因になっておりまして、町内の人口を増加させるのと、また町内に訪れていただく方につきましても、コロナ禍等もありまして非常に減少しているような状況になっております。こういったことから、奈良交通バスの利用がどんどん減少しておりまして、これの改善を図っていきたい。

そしてまた、それによりまして、町内の地域公共交通の充実を図りまして、住民の方も利用しやすいような公共交通というのをつくっていきたいということがありまして、今回、利用拡大させていただいたところになっております。

また、各地域を私も回らせていただきまして、皆さんから「利用してみたい」というお声は非常に多く聞くのですが、実際に利用実績のほうではなかなか利用されていないような状況になっております。その課題につきましても、さらに内容のほうを、今後も地域のほうに入っていくまして理由等を聞きながら、当然、町内の利用のほうを増やしていくのはもちろんですが、それ以外の町外の方もさらに利用していただくことで、奈良交通バスの利用者を増やすことで町内の公共交通が持続可能なものとして実施していきたいということを本来考えていますので、そういった意味で、今回、町外の方も対象にしまして拡大させていただいたところでございます。

○議長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後２時４５分まで休憩します。

休憩（午後２時３５分～午後２時４５分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

４番、村山議員。

○４番（村山一彦君）

それでは、私のほうから１点だけ、診療所事務長にお聞きします。

直営診療施設勘定のほうの８ページ、オンライン資格確認システム備品６０万５、０００円と計上されておりますが、これはどういう意味でしょうか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

オンライン資格確認システムといいますのは、最近、マイナンバーカードの保険証利用というのがよく言われておりますが、医療機関の窓口でマイナンバーカードを保険証として利用していただくための医療機関側のそれを受けるシステムの構築でこの予算を組ませていただいております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

それを私は聞きたかったんですわ。夏に山城病院へ行ったときに、マイナンバーカードを使えないのかと言ったら、まだその設備ができておりませんと言っておられましたので、その辺が対応ができたならマイナンバーカードの取得率もかなり上がってくるんじゃないかと思います。

保険証というのは3年に1回交付されてますよね、切替えですね。そういう形のものはないんですか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

保険者側の手続のことなんですが、和東町の国保の保険証はたしか2年に1回だったと思います。たしか2024年度からだったと思うんですけども、保険証利用というのが原則義務化になっていたと思うんですけども、紙の保険証を発行するのは2年に1回。ただ、日々、保険資格の変更、取得、喪失、それから異動等ございます。このマイナンバーカードを保険証として利用できるということになりますと、それがリアルタイムで医療機関としても把握できるということになりますので、特に国保連合会や社会保険診療報酬支払基金への診療報酬の請求の際に、資格誤りというのが限

りなくゼロに近くなるという利点があるというふうを考えております。

○議長（岡田泰正君）

4番、村山議員。

○4番（村山一彦君）

70歳過ぎたらカードといいますか、診察券が2枚要りますので、できましたら早期に設置していただきたいと思います。いつ頃設置できますか。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今回この12月の補正でお願いしております。これは来年4月1日からの稼働を目指してのことでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

議案第52号について討論を行わせていただきます。

今回の補正予算は、保育園保護者の要望に基づく保育園改修関連予算が含まれることを重視し賛成いたしますが、不十分な点もあり改善が必要と思われる部分もあることから、何点かについて意見を述べて討論としたいと思います。

第1に、より深刻さを増している物価高騰から住民生活を守るという意味では極めて不十分な内容と言わざるを得ません。今回の補正に盛り込まれた燃料券配付は、それ自身は必要な施策ですが、補助額が世帯で3,000円とあまりに不十分です。せめて世帯1万円は最低求められますし、そのためには、あと2,000万円程度の予算が必要ではありますが、現在約10億円基金として持つておられる、その一部を活用すれば十分に対応できる内容だと思います。また、燃料券配付だけではなく、ほかにも検討すべき、できる施策は多くあると考えます。

現在の物価高騰は災害級のレベルの問題であり、それにふさわしい思い切った対応をしていただきたいと思います。危機感を持って来年度予算待ちにせずに、年明けから切れ目なく支援を実施する上でも、直ちに支援の上乗せや充実を検討・具体化していただくことを強く求めておきたいと思います。

第2に、乗合交通の実証運行延長についてであります。今回の取組のそもそもの狙いや目的が何であったかを改めて再確認し、住民の生活の足を守り支えるとの本来の目的の推進に集中した実証運行を私はすべきだと思います。それを中途半端にしたまま、観光客など町外の方々への利用にかじを切ることは住民の生活の足をどう確保するかという実証運行の本来の目的を見失うことにもなります。住民の足としての機能をしっかり確認し、必要な改善を行うことが重要であり、それを踏まえて本運行に進み、定着を図ることに今は集中すべきではないかと思います。この点について指摘しておきたいと思います。

第3に、先日の条例改定を受けて、マイナンバーカードを持つ方のみを対象とした住民票等のコンビニ交付に係る費用が計上されておりますが、審議の際にも指摘しましたように、カード取得は任意にもかかわらず、取得した方だけを対象にした手数料軽減はカードの有無を理由にした差別的な扱いの何ものでもなく、公平公正を原則とした行政が行ってはならないことです。町長は、「不平等ではない」と開き直す答弁をされましたが、カード取得が任意である以上、どちらを選んでも住民サービス上で

差をつけてはならないのは行政の姿勢として当然であり、それを堂々と踏み外しておきながら平等だと強弁するのはあまりに見苦しいと言わざるを得ません。

今回、診療所にオンラインの資格に関わる器材が導入される予算が盛り込まれておりますけれども、これ自身はマイナンバーカードの保険証を持たれた方が利用するものですけれども、肝心の診療の診察という点ではそこで差をつけるものではありません。そういった意味では、今回の手数料の軽減というのは明らかに差別的な対応であり、直ちに改善いただく必要があるというふうに思います。この点を指摘しておきたいと思います。

第4に、新型コロナ対策についてですが、町長からの報告にもありましたように、役場庁内でも多数の職員が感染され、また最近では、高齢者施設内でも多くの入所者、スタッフが感染しているなど、本町でも第8波の感染拡大の様相となっております。その上で要望しておきたいのは、一つは、検査体制の充実と徹底した検査の実施であります。少なくとも町職員が感染された場合は、待機期間終了の際に検査を実施し、陰性を確認した上で職場復帰する対応をしていただきたいと思いますし、診療所での無料検査を広く周知し、検査を促進することを強く求めたいと思います。

二つ目は、感染状況の情報の周知であります。9月26日以降の全数把握の見直し以来、京都府では市町村ごとの感染者数の公表をしなくなりました。それによって感染状況が全く分からなくなっております。感染予防のためには感染状況の実態を正しく把握することが必要です。感染状況の公表については、都道府県や市町村によって対応が分かれておりますが、見直し前と同様に公表しているケースもあり、京都府内でも市内の病院からの報告を元に一定の傾向を公表しているケースもございます。本町においても町内の医療機関を通しての陽性者の把握はできますし、保健所からは自宅療養者の数について町のほうに情報が寄せられていると伺っております。何らかの方法での感染状況の住民への周知をこの際ぜひ検討いただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、クリーンセンターの件については一定の方向性が明らかになった際には、速やかに本町議会にも説明責任を果たしていただくよう重ねて要望をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第52号 令和4年度和束町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第52号 令和4年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第53号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第53号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第54号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第54号 令和4年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第55号 令和4年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案の

とおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第55号 令和4年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第56号 令和4年度和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第56号 令和4年度和東町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、建設事業課長の馬場課長が水道関係において緊急事態、本管の破裂が町内で発生しておりますので、ただいまをもって退席を許可いたします。

日程第10、発議第10号 G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、I C Tを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

村山一彦議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、私のほうから、発議第10号の提案理由を申し上げます。

G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、I C Tを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書について、この意見書は、本日、相楽東部広域連合議会の報告でありましたように、東部広域連合議会でも提案され、全員賛成で可決されました。

教育関連の意見書ではありますが、財政に関わる重要な問題であることから、和東町議会においても本意見書を提案いたします。

発議第10号

G I G A スクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和4年12月20日

提出者	和束町議会議員	村山 一彦
賛成者	〃	井上武津男
賛成者	〃	畑 武志

和束町議会議長 岡田 泰正 様

G I G A スクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書

子どもたちが豊かな創造性を備え、変化の激しい未来社会を自律的に生きていくため、1人1人の個性や能力に合わせた教育の実現を図るとともに、持続可能で活力のある未来社会の担い手として求められる資質や能力を育成する教育環境を整備することは、我が国の初等・中等教育において極めて重要な課題となっています。

政府・文部科学省におかれては、こうした点を踏まえ、また、コロナ禍における遠隔授業等の実施を早期に可能とするため、令和5年度までとされていた「G I G A スクール構想」に基づく整備計画を前倒しされ、全国の地方自治体への強力な財政支援を行い、令和3年度までに児童生徒一人1台の端末(タブレット端末)の整備は、全国的にほぼ完了したところです。

戦後復興期から今日に至るまでの理科教育振興法や産業教育振興法による全国の学校の教育水準の向上政策が子どもたちの未来を開き、我が国社会の発展の礎となってきたように、今後、情報端末を子どもたち一人ひとりが常時活用できる環境を基盤と

して教育を推進することは、国の基幹的な教育政策となったと言っても過言ではありません。文部科学省の方針としてデジタル教科書を順次導入していくことが決定していますが、それも、全ての児童生徒が情報端末を使って学ぶ環境が維持されてこそ実現するところではあります。

しかしながら、地方自治体の財政力は自治体ごとに違いはあるとはいっても、総じて脆弱であり、国の強力な財政支援がなければ情報端末や通信環境等の整備・維持を将来にわたって行っていくことは大変困難です。本町においても財政状況は厳しく、今後見込まれる多額の関係経費の財政確保は難しい状況にあります。

つきましては、今後のさらなる情報教育環境の実現に向け、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、その適切な活用に係る環境を整えるため、下記のとおり、機器の維持・更新、高速ネットワークの維持向上、学習支援ソフトウェア等の購入、機器の適切な活用促進のための人的条件整備などへの恒常的な地方自治体への支援制度を国において整備されますことを要望します。

記

1. 一人1台端末(タブレット端末)の整備・修繕・更新、活用に係る通信及び回線速度改善等に係る恒常的な国庫補助金措置を講じること。
2. 学習支援ソフトウェア・ハードウェア等の購入経費に係る支援を図ること。
3. 通信費に対する財政支援を講じること。
4. 情報通信技術支援員等（ICT支援員等）の配置及び充実への支援を図ること。
5. デジタル教科書無償化及びその活用に対する支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

令和4年12月20日

京都府相楽郡和束町議会

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

文部科学大臣 永岡 桂子 様

議員各位の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第10号 G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発議第10号 G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第11号 「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針の撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

発議第 1 1 号 「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針の撤回を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

この 1 6 日、岸田政権は、反撃能力、いわゆる敵基地攻撃能力の保有やその整備に必要な防衛予算の大幅増額、5 年間で 4 3 兆円もの予算確保などを盛り込んだ安保 3 文書を国民への説明も国会審議もないまま閣議決定を行いました。この決定は明らかに憲法違反であり、国際法違反の危険性まではらむとともに、大軍拡路線は国民の命と暮らしを脅かし、地方政治の切り捨てにもつながる極めて重大かつ見過ごしにできない問題であることから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙意見書を読み上げまして提案させていただきます。

発議第 1 1 号

「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条の規定に基づき提出します。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針の撤回を求める意見書

岸田首相が設置した「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」が 1 1 月 2 2 日に提出した報告書では、相手国のミサイル発射拠点などを叩く「反撃」能力（敵基地攻撃能力）の保有とともに、軍事力強化の財源として「国民負担」の必要性を強調しました。それを受け岸田首相は、2 0 2 7 年までに防衛費を GDP 2 % に増額する方針を打ち出し、議論を加速させる構えですが、この方針は、東アジアの軍事緊張を激化させ、国民生活を壊す道にはほかなりません。

有識者会議報告書は、「反撃」能力の保有と増強が抑止力の維持・向上のために不

可欠とし、大量のミサイル装備を求めるだけでなく、武器輸出の制約解除や積極的な移転、科学技術の軍事利用の推進、米国の核戦力を含めた「拡大抑止」強化など、戦後の安保政策の大転換を図ろうとしています。このような軍事力の増強は、相手国のさらなる軍事力強化を招き、脅威を一層高める「安全保障のジレンマ」、際限のない軍拡競争となるだけです。また、「反撃」能力の保有は、国際法違反の先制攻撃に危険を広げ、日本への報復攻撃を呼び込むことになり、極めて重大です。

報告書は、その財源を「国民全体で負担する」とし、増税による大幅な負担増を主張していますが、コロナ禍や物価高騰、相次ぐ社会保障削減と負担増などで深刻な事態となっている国民生活の実態を無視する暴論です。平和と憲法を壊し、暮らしを押しつぶす大軍拡は到底容認できません。政府は、「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針を撤回し、憲法を生かした対話と外交にこそ真剣に取り組むべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年12月20日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

防衛大臣 浜田 靖一 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから反対討論させていただきます。

「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針の撤回を求める意見書に対して、反対立場で討論いたします。

戦争への危険度を示す重大な法則は三つあり、

- ①相手国が覇権国家であり、民主主義国家でないこと
- ②国防力がそれらの国より劣ること
- ③強力な軍事力を持つ国との同盟関係にないこと

これらの3点のうちどれかに当てはまったら戦争に巻き込まれる要素があり、今まさにロシアがウクライナに侵攻している事例である。私は有識者会議の報告は正解であり、軍事バランスの要素が我が国を取り囲む3か国には必要不可欠である。本来GDPの2%ではなく3%必要とさえ思われます。我が国が軍事侵攻していくのではなく、国防としての観点からすれば十分ではないにしろ、「反撃」を含め防衛力強化は容認の範囲であるとし、反対討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論はありませんか。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

発議第11号 「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針の撤回を求める意見書について賛成討論を行います。

まず、指摘しなければならないのは、この方針の是非以前の問題として、岸田総理自らが戦後の安全保障政策の大転換とするような国の在り方や方向性、国民の命や安全、生活にも多大な影響を与えるほどの内容であるにもかかわらず、国民への説明も国会での十分な審議もなく、国民の见えない密室協議で政府与党が勝手に決めた点であります。

岸田総理は、決定に至るプロセスに問題はないと強弁されていますが、国会審議で

は具体的な答弁は一切行わず、この間、実質的な協議を行ってきた政府与党の会合は全て非公開、情報公開請求にも黒塗りが返すなど、まさに密室協議で進められたことは明らかです。

17日付、京都の社説でも、国民の理解や協力なしに成り立たない防衛策を性急に力押しする政権の手法は極めて乱暴だ。立ち止まって考え直すべきと指摘し、政権・与党の国民不在を痛烈に批判していますが、当然の指摘ではないかと思えます。

最大の問題は明らかに憲法違反であり、これまでの防衛方針の基本であった専守防衛さえもかなぐり捨てる反撃能力という名目での敵基地攻撃能力の保有にあります。これまでの政府見解は、敵基地攻撃は法理的には可能としつつ、平生から他国を攻撃するような攻撃的な脅威を与えうるような兵器を持っていることは憲法の趣旨ではないという立場であり、これに照らせば憲法違反であることは明らかです。

政府与党は、「他国に脅威を与えるような軍事大国にはならない」と言いますが、仮に軍事費を現在の倍に増額すれば世界第3位の軍事大国になり、敵基地攻撃の兵器としてトマホークミサイルなど他国の本土を攻撃できる長射程のミサイルを配備するとなれば、他国に脅威を与える国になるのは明らかです。しかも、敵基地攻撃能力の保有により相手国が日本への攻撃を思い止まる抑止力強化になるとしていますが、そもそも相手国への脅威にならなければ抑止力にはなりません。脅威にならないと言いながら他国に脅威を与えて抑止力を強化するというのはあまりに自己矛盾であり、ごまかしでしかありません。

相手国に脅威を与える大軍拡はアジアや世界での緊張を高め、それが相手国のさらなる軍事強化になる安全保障のジレンマに陥るだけです。政府与党は、今回の大軍拡方針の理由を北朝鮮や中国などの軍事的脅威の高まりを挙げていますが、脅威を感じるのは相手国も同じであり、それを口実にさらなる軍事強化を助長するだけで果てしない軍拡競争を招くことになり、その中でもし戦争となればお互いに破滅的な結果を生むことになります。

政府与党は、敵基地攻撃能力を保有を「自分の国は自分で守るため」、つまり自衛のためだと言いますが、そもそも歴史的に軍拡も戦争も常に自衛のためのという名目であり、かつての日本の戦争も自存自衛、プーチン大統領も「自衛のため」と言ってウクライナを攻撃しており、戦争や軍拡を正当化する常套文句です。

同時に、実態としても全くのうそであり、真の目的はアメリカを守るためであり、アメリカの戦争や攻撃に日本の自衛隊も参加し戦うことにあります。閣議決定された安保3文書には、「米国への攻撃も対象とする集団的自衛権の行使をも含む」としており、米国が起こす戦争に巻き込まれ、参戦する危険が高まることとなります。国際法違反の先制攻撃となる危険性も高く、そうなれば相手国からの報復攻撃を当然受けることになり、国民の命を守るどころか全面戦争の危険と犠牲にさらすことになりかねません。このような憲法も平和も壊す大軍拡のために国民の命と生活を削れ、大増税や負担増を押しつけて戦費を調達するなど許されません。

ましてや、東日本震災の復興財源や新型コロナ対策のための予算にまで手をつけるなど、もってのほかであります。コロナ禍や物価高騰で生活も生業も大変なときに何がミサイルでしょうか。年金も賃金も下がる一方、未来を担う学生は重い学費に苦しみ、安定した雇用もない。老いも若きも食料や日用品を求めて食料支援に列をなしている。命を維持し、生活のために不可欠な水道事業さえ合理化・民営化でまともに守ることもできない、このような状況を作り出し、深刻にしたのは政府与党ではないでしょうか。それを全く無視し放置したまま大軍拡、大増税など狂気の沙汰ではないでしょうか。

政府与党は、攻めてこられたらどうするのかと脅しますが、攻められないように日々対話し、外交努力を行うのが政府の責任であります。その努力もビジョンもなく大軍拡に走ることほど愚かな政治はございません。

そもそも日本は食糧自給率が3割台、エネルギーは1割台しかなく、何もかも輸入に頼っているのがリアルな実態です。もしどこかの国と戦争となり、食糧もエネルギー

一も止められたらたちまち国民は飢え、生活が成り立たなくなる、それが日本であります。日本が世界で生きていく道は、いろいろと問題があっても、どんな国とも友好関係を結んでいくしかありません。それがかつての戦争の教訓であり、憲法9条の下で戦争をしない国として歩んできたことにこそ世界の平和への尊敬があり、安心があります。

今、日本がすべきことは大軍拡と戦争準備ではなく、憲法9条を生かし、戦争の心配のないアジア・世界をつくることのためにこそ、それこそ命がけで対話と外交を尽くすことであることを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第11号 「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針の撤回を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第11号 「反撃」能力の保有と防衛費倍増方針の撤回を求める意見書は、否決されました。

日程第12、発議第12号 介護保険制度の改善、充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第12号 介護保険制度の改善、充実を求める意見書の提案理由を申し上げます。

高齢化が急速に進む本町のまちづくりにとって安心できる介護制度の整備・充実は極めて重要です。また、前回の見直しで保険料が大幅に引き上げられ、非常な負担増が強いられているだけに、これ以上の負担増は到底許されない状況がございます。

それだけに、現在、厚生労働省で検討されている制度見直しが安心できる制度への改善・充実となることが切実に望まれています。しかし、見直しの論点は、意見書にもあるように、負担増や給付削減が目白押しで、高齢者の命を削るような中身となっております。このままでは本町の高齢者にも、まちづくりにも極めて厳しい事態が想定されることは明白であり、議会として政府に意見を挙げるべきと考え、本意見書を提案いたします。

それでは、別紙を読み上げまして提案させていただきます。

発議第12号

介護保険制度の改善、充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和4年12月20日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

介護保険制度の改善、充実を求める意見書

2024年の改定に向けた介護保険見直しの議論が厚生労働省社会保障審議会介護保険部会で行われていますが、その内容は、「保険あって介護なし」の矛盾をますます深めるものになっています。

議論となっている検討項目は、①要介護1、2の人を介護給付対象から外し、総合事業に移行する、②利用料を2割～3割負担に引き上げる、③ケアプラン作成料を有料化する、④老人保健施設、ショートステイの相部屋を有料化する、⑤保険料納付年齢の引き下げ、⑥福祉用具貸与を販売に転換するなど利用抑制や大幅負担増ばかりで、

利用者や家族、介護現場では「史上最悪」との声が上がっています。

介護関係団体がこぞって反対を表明し、審議会でも厳しい批判や意見が続出する中、要介護1、2の介護給付外しやケアプラン有料化などを見送る動きが報じられている一方、利用料2割～3割負担化を進める方向など、議論はなお予断を許さない状況です。

介護保険制度は、社会全体で介護を支え、人間らしい生活を保障することを目的に2000年にスタートしましたが、当初から不安視された「保険あって介護なし」が制度見直しのたびに顕在化し、本町の高齢者の保険料基準額は制度開始時の3倍以上に値上げされるなど、際限のない負担増が進行しています。これ以上の利用抑制・制限の拡大や介護負担の増額は保険制度の存在意義を揺るがし、介護崩壊を招きかねません。

政府は、これまでの社会保障予算削減路線を改め、介護を支える公的責任を果たし、介護保険制度の抜本的な改善・充実に踏み出すことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和4年12月20日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

財 務 大 臣 鈴木 俊一 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、井上議員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから、介護保険制度の改善、充実を求める意見書に対して反対の立場で討論いたします。

介護保険制度は2000年より始まり今年で22年目となり、団塊の世代が後期高齢者のピーク時を迎える時代となり、当初より予想されていたとはいえ、利用者の数が思いほか多数で、その費用も年々増加の一途をたどってきているのが現状であります。

そこで、利用者のうち高齢者であっても所得がある程度ゆとりがある方に対して、その負担率をお願いすることで、保険制度を崩壊させるのではなく、この保険制度の維持・運営を図るため、制度改定を余儀なくするものであり、必要不可欠と考え、反対といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論ありませんか。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

発議第12号 介護保険制度の改善、充実を求める意見書についての賛成討論を行います。

現在、厚生労働省が行っている制度見直しの内容は、意見書でも指摘しているように、これまでにない制度開始以来まさに最悪であり、介護の大削減とも言えるひどいものであります。これに対し、全国で改悪反対の声が広がり、さきの臨時国会にも既に約14万人もの署名が提出され、認知症の人と家族の会や介護サービスを担う幅広い施設や専門職でつくる全国8団体などが負担増や給付削減等の改悪に反対する署名

や要望書を政府に提出しています。これらの動きに押され、要介護1、2の給付外しやケアプランの有料化などを先送りする動きも出ていますが、先送りすればよいというのではなく、きっぱり撤回すべきです。

政府は利用料2倍化は何が何でも実施させたい意向を示していますが、利用料が倍になれば在宅サービス利用者の3割以上が利用を中止、減らすとの医療団体の調査結果でも明らかなように、僅かな年金に頼る高齢者には耐えがたい痛みとなり、多くの高齢者が必要なサービスを受けられなくなります。そうなればサービスを受けることで維持・改善されていた高齢者の状態が悪化、後退させるとともに、家族の負担が増大することになり、何のために介護保険制度があるのかと言わざるを得ない状況です。

介護保険制度は家族に依存してきた介護を社会全体で支え、専門性を伴うサービスを受けることで人間らしい尊厳ある生活を保障する目的で導入されたはずでした。しかし、制度発足以来、政府は、制度見直しのたびに保険料や利用料を値上げし、さらに特養入所を要介護3以上にする要支援を給付対象から除外するなど、受益者負担や適性給付という名の下で、経済的にも制度的にも多くの高齢者を保険から除外し、高齢者の尊厳を傷つけ、家族に負担を押しつけてまいりました。

現在、厚生労働省が検討している見直しの内容は、これまでのやり方への反省もない、まさにとどめを刺すかのような冷酷な仕打ちにほかなりません。法外な負担を押しつけながらサービスから外す、制限する、言葉は悪いですが、介護保険をまさにぼったくりバーさながら、国家的詐欺そのものではないでしょうか。

政府与党は、介護はばっさりと削る相談をする一方、軍事費は今後の5年間で43兆円を確保し、そのための財源を増税してでも賄うという方針を国民に相談もなく決めましたが、介護を削って浮かした予算を軍事費に回そうというもので、到底許されません。ミサイルを幾ら豪華にそろえても介護の安心は何も保障されません。安全保障と言うなら、介護の安心、高齢者の生活への安心こそ保障すべきではないでしょうか。

戦争準備への熱意を介護や社会保障充実への熱意に振り向ければ介護保険制度の改善・充実は十分可能であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに討論の方はおれらませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第12号 介護保険制度の改善、充実を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第12号 介護保険制度の改善、充実を求める意見書は、否決されました。

日程第13、発議第13号 旧統一教会問題の徹底究明と被害者の救済を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第13号 旧統一教会問題の徹底究明と被害者の救済を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

この間、明らかになった旧統一教会による反社会的な活動の実態は、靈感商法やマインドコントロールによる多額の献金、その被害による生活や人生の破壊など、まさにカルトそのものであり、恐るべきものと言わざるを得ないものです。同時に、そのような反社会的組織ととりわけ自民党や政府が癒着し、自らの権力維持のために協力関係を結び、その見返りに旧統一教会や関連団体の活動を称賛し、野放しにし、被害拡大に事実上、関与してきた事実は極めて重大であります。この問題を中途半端に終

わらせず、真相の徹底究明と被害者の救済を強く求める立場から本意見書を提案する
ものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第 1 3 号

旧統一教会問題の徹底究明と被害者の救済を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条の規定に基
づき提出します。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 岡田 泰正 様

旧統一教会問題の徹底究明と被害者の救済を求める意見書

安倍元総理の銃撃事件をきっかけに再浮上した旧統一教会（世界平和統一家庭連合）
の反社会的活動と、それを放置、容認してきた政府・自民党を中心とした政治との根
深い癒着関係の実態は社会に大きな衝撃を与えるとともに、問題の徹底的な究明と被
害者救済は国民多数の声となっています。旧統一教会は、正体を隠して近づき、マイ
ンドコントロールによって信者を支配し、靈感商法や多額の献金等で財産を巻上げ、
家庭や人生を狂わせ崩壊させるなどの被害を広げてきました。この背景には、岸信介
元総理以来の政府・自民党と旧統一教会との長年に渡る癒着関係があり、それは、各
種の会議やイベント等への参加やメッセージ、選挙での支援や協力にとどまらず、政
策協定の締結による政策的な介入にまで及び、地方行政や議会でも同様の事態が広が
っていたことが明らかになりました。

国民世論の厳しい批判が広がる中、岸田総理は「関係を断つ」と述べ、自民党は 9
月 8 日に「点検」結果を公表しましたが、あくまで議員の自己申告頼みで、癒着の中
心と目される安倍元総理や細田衆院議長などは対象外とするなど、中途半端な対応に
終始しています。しかも後から問題が次々と指摘され、今なお疑惑が絶えない状況が

続いています。

このような中、旧統一教会の解散や早期の被害者救済を求める声が広がり、法に基づく質問権の行使や被害者救済の新法制定の動きにつながりましたが、実効性を担保、保障することが強く求められます。

政府においては、旧統一教会に関わる問題の徹底究明と被害者救済を責任を持って徹底的に行うことを重ねて求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年12月20日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

法務大臣 齋藤 健 様

文部科学大臣 永岡 桂子 様

内閣府特命大臣 河野 太郎 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第13号 旧統一教会問題の徹底究明と被害者の救済を求める意見書について

賛成討論を行います。

意見書にもあるように、安倍元総理の銃撃事件をきっかけに次々に明らかになった旧統一教会の活動実態は、国・地方を問わず、日本の政治と根深く癒着し、現在も影響を与え続けているものであり、それによる霊感商法等の被害拡大の問題にとどまらず、自民党・国会議員との政策協定の存在からも日本の政策決定にも大きく関与していた疑惑さえある中、旧統一教会による反社会的活動や被害の実態とともに、政治や政治家との癒着の実態も含め、徹底的な真相解明が不可欠です。

自民党や政府には説明責任と徹底解明の責任を果たすことが強く求められています。しかし、実態は政府も与党も全く責任を果たそうとしておらず、その後ろ向きな姿勢が臨時国会での対応の不十分さとともに、被害者救済新法制定への中途半端な対応に現れました。真相究明と被害者救済を求める国民世論に押され、政府与党は新法制定に動かざるを得なくなりましたが、マインドコントロール化での献金を禁止しない、寄附取消し権の行使期間が短いなど内容が極めて不十分で、被害者救済に取り組んできた全国霊感商法対策弁護士連絡会は、被害防止という観点からも、被害者救済という観点からもあまりに不十分なものとの声明を出し、国会でもほとんど役に立たないと厳しく批判されています。

これほど被害実態も明白で、切実に救済が求められているにもかかわらず、抜け道だらけの内容を変えず、徹底的な審議も行わないまま法律を可決させた自民党・公明党・立憲民主党・維新の会・国民民主党の責任は大きいと言えます。

旧統一教会の被害はどこでも起こり得るものです。今回の法律制定でもって終わりとせず、被害者を救済し、これ以上の被害を出さないためにも法律を実効性あるものに改善するとともに、自民党政府との癒着関係を徹底的に解明し、膿を出し切ることが重要であることを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第13号 旧統一教会問題の徹底究明と被害者の救済を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発議第13号 旧統一教会問題の徹底究明と被害者の救済を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第14、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期、定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和４年第４回和東町定例会議を閉じるに当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

本議会に提案させていただきました議案につきましては全て原案どおりご承認をいただきまして本当にありがとうございます。また、今議会を通じて議員の皆様方にいろいろとご意見をいただき、今後の行政にこうした意見を真摯に受けとめながら運営に反映をさせていただきたいと思っております。

さて、本日の始まりにご報告させていただきましたように、和東町の中においても多くの新型コロナの感染者が増えてきております。特に役場においても増えてきているということで、非常に今後の感染防止に一層努めていかなきゃならないという思いでいたしております。明日、本部会議を行わせていただく中で対処していきたいと思っております。議員の皆様方には今後とも十分いろいろとお体に気をつけて、感染防止に努めていただくことを切にお願い申し上げます。

また、このところ非常に厳しい寒さを迎えておりますが、年末は非常に寒いときを迎えますけれども、皆様方には健康にご留意いただきまして、新しい年を迎えられますことをご祈念申し上げます。甚だ簡単ですが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これをもちまして、令和４年和東町議会第４回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後３時４６分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 5 年 2 月 14 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 吉 田 哲 也

〃

和東町議会議員 井 上 武津男